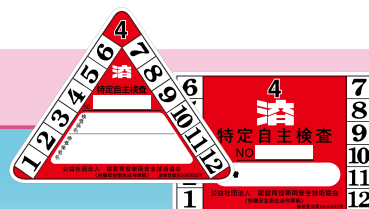


建設荷役車両



VOL.44 No.262

第**262**号
2022-11

令和4年11月1日発行（隔月1回1日発行）



令和4年特白検啓発イメージモデル
上白石萌歌さん



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくじけんくん

建設車両用タイヤに待望の新シリーズ登場！！



クッション性に優れた
穴あきノーパンクタイヤ

製品サイズ

- ・16.00-25
- ・17.5-25
- ・20.5-25
- ・23.5-25 他各種

大型ホイールローダー対応!!
各機種用ホイールも製作します
ホイールとセットで更にお買い得!

スノー用パターン
大型ニューマチックタイヤ

製品サイズ

- ・16.9-24 12PR TL
- ・17.5-25 12PR TL (今冬販売開始)
- ・20.5-25 16PR TL (今冬販売開始)

大好評スノーパターンに
待望の大型サイズ登場!!
ピン打ち場所もしっかり確保



産業車両用 建設機械用タイヤのことなら

MRC 丸中ゴム工業株式会社

TEL:052-889-5556

FAX:052-889-5558

本社:愛知県名古屋市瑞穂区二野町4-11

URL : <http://www.marunaka-rubber.co.jp>



令和4年度 特自検強調月間ポスター

特自検 完全実施で
ゼロ災害

特自検

特定自主検査

上白石 萌歌



特定自主検査

強調月間

令和4年 11/1 火

~30 水

毎年11月は、特定自主検査強調月間です。
この期間に、各事業者は「検査の実施体制及び
検査対象機械の管理体制」の再確認・再整備をお願いいたします。

【主催】 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部

【後援】 厚生労働省・経済産業省

【協賛】 中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人 日本建設機械工業会

一般社団法人 日本産業車両協会



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



検査を済ませた機械には、
それを証する検査済標章を
貼付しなければなりません。

【上白石萌歌さんプロフィール】

■生年月日：2000年 2月28日（22歳）/ 出身地：鹿児島県 / 身長：163cm

■特技：水泳

■趣味：歌うこと、走ること、写真を撮ること、散歩、美術館めぐり

■所属：東宝芸能㈱

- 2011年 1 月、第 7 回「東宝シンデレラ」オーディションにて史上最年少でグランプリを受賞。
- 2012年 2 月にドラマ「分身」で女優デビュー、その後映画、ドラマ、舞台、CM等で大活躍。
- 2018年公開の映画「羊と鋼の森」で「第42回日本アカデミー賞新人俳優賞」を受賞。
- 2019年 9 月に「adieu」名義での音楽活動を本格開始することを発表。
- 2021年 8 月、初主演映画「子供はわかってあげない」が公開。
- 2021年10月から放送のWOWOW「ソロモンの偽証」で連続ドラマ初主演を果たす。
- 2022年は、2022年度前期NHK連続テレビ小説「ちむどんどん」にヒロインの妹役で、日本テレビ 4 月期日曜ドラマ「金田一少年の事件簿」にヒロイン・美雪役で出演。8 月には映画「アキラとあきら」が公開された。また 9 月にはミニアルバム「adieu 3」を発売し、初のツアーを開催するなど、女優だけでなく歌手としても大活躍!!



◆ 巻頭カラーグラビア

令和 4 年度 特自検強調月間ポスター

◆ 令和 4 年度 特定自主検査強調月間実施中！

◆ 特定自主検査 業務点検表の解説

◆ 車両系荷役運搬機械 / 車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数の推移と令和 3 年における発生状況

◆ 現場取材シリーズ

成瀬ダム堤体打設工事現場を訪ねて



建設荷役車両

2022-11 VOL.44 No.262

INDEX

■ 巻頭カラーグラビア

令和4年度 特自検強調月間ポスター	1
-------------------------	---

■ 巻頭言

建設荷役車両の楽しみな未来	縄田 英樹 7
---------------------	---------

■ 広報

令和4年度 特定自主検査強調月間実施中！	8
特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説	11
特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説	23
車両系荷役運搬機械の労働災害による 死亡者数の推移と令和3年における発生状況	31
車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による 死亡者数の推移と令和3年における発生状況	35
特自検Q&A 第16回	41

■ 技術解説

新型油圧ショベルSK135SR-7製品紹介	津川 元 43
-----------------------------	---------

■ 現場取材シリーズ

成瀬ダム堤体打設工事現場を訪ねて	水島 敏文 47
成瀬ダム堤体打設工事 グラビア	51

■ イラスト災害事例	57
------------------	----

■ 連載講座

みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿保存法 第2回	根津 信之 61
--	----------

■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	66
愛知県支部 レンテック大敬株式会社	

■ 製品紹介

有線式電動油圧ショベル「PC138USE-11」/マテリアルハンドリング機「SH235XLC-7」/次世代大型油圧ショベル2機種/後方超小旋回型油圧ショベル オフセットブーム仕様機「ZX135USOS-7」/小型振動ローラ向け衝突被害軽減アシスト装置/クラウド型転圧管理ソリューション「Solution Linkage Compactor」/3.5トンミニショベル「TB335R」.....	71
---	----

■ Topics

令和2年度 考案賞受賞企業を訪ねて	78
第4回 金賞受賞「エアクリーナー吸塵機」	
考案者：群馬県支部 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社 メンテナンスグループ 沼田メンテナンスセンタ 下村 浩武	
銀賞受賞「エアーシールド作製」	
考案者：群馬県支部 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社 北関東支店 前橋北営業所 田辺 浩治	

■ お知らせ

建荷協の動き.....	84
令和4年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	86
令和4年度 各種研修の受講料	94
令和4年度版 建荷協発行図書等のご案内	95
特定自主検査者資格取得者名簿（令和4年8月1日～令和4年9月30日）...	99
支部一覧.....	101
編集後記.....	102
「建設荷役車両」年間総目次	103

建荷協からのお知らせ

■ 建荷協が実施する『巡回指導』制度のご紹介！

11月1日より、特定自主検査強調月間が始まります。皆様の事業所でも、強調月間の行事のひとつとして受診はいかがでしょうか。

特定自主検査を行う、事業所のみなさま、検査業者のみなさまへ

特定自主検査のことでお悩みのことは ありませんか？建荷協がアドバイスします。

巡回指導のご案内

みなさまが行う特定自主検査（以下「特自検」と言う）は労働者が安全に建設荷役車両を使用するための大切な制度です。

この特自検を行ううえで

「記録表の記入を先輩から聞いてだけで良く判らない。合っている？」
「担当の引継ぎが上手くできていない、このままでは不安だ・・・」
「この仕事を始めて間もない。ちゃんと出来ているのだろうか??」
「行政監査が心配・・・」等々、

お悩み、お困りのことはありませんか？

お気軽に建荷協にご相談ください！！

建荷協では巡回指導の制度があり、巡回指導員が御社にお伺いし、無償で特自検業務について点検を実施し、改善すべきポイントや特自検に関する最新情報等をアドバイスさせていただきます。

巡回指導員とは・・・特自検の普及・検査技術の向上を図るため、建荷協が任命した特自検業務に精通した方です。全国で500名を超える指導員が活躍しています。（巡回指導員は守秘義務を遵守します。）



検査業務の担当が変わった
近日中に行政監査を受ける予定
検査業者の業務を始めて間もない

こういった方に特におすすめをします。

巡回指導のお申込みは

最寄りの



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会（建荷協）
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

けん に きょう
(SACL)



へお願いします。

<http://www.sacl.or.jp/>

（最寄りの建荷協支部の連絡先は、本機関誌の「支部一覧」をご覧ください）

巻頭言



建設荷役車両の楽しみな未来

(公社) 建設荷役車両安全技術協会
常務理事 縄田 英樹

小澤真一前常務理事の後任として、本年6月に常務理事を拝命した縄田と申します。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

私は、前任者と同様、厚生労働省において長きにわたり労働安全衛生行政に従事してきました。建設安全対策室長時代には、建荷協の総会にも来賓として何度か出席させていただきました。今回の常務理事就任にご縁を感じると同時に、建荷協の業務運営に対する責任の重さを痛感しています。

さて、ご存知の方も多いかと思いますが、宮入賢一郎先生の近著「トコトンやさしい建設機械の本」を読みました。この本によると、我が国における建設機械の歴史は、1930年頃に製造された機械式の電気ショベルに始まるそうです。

それからわずか90年余りの間、建設機械は、油圧技術等を取り入れて格段の進歩を遂げてきました。掘削・運搬はもとより、整地・くい打ち・切削・破碎・締め固めといった様々な作業を、建設機械は強力なパワーで、スピーディーかつ正確に進めてくれるようになったのです。ダムや道路といった生活インフラが整備され、快適な生活が送れるのも、建設機械の進歩があったからと言っても過言ではありません。

では、建設機械は今後どのように進歩するのか。本書の第7章「最先端と未来の建設機械」に、そのいくつかが紹介されています。

一つは、既に実用化されつつある複数の腕や脚を持つ建設機械です。この機械は、

被災地などで瓦礫の山に入り込み、片方の腕で鉄骨を持ち上げ、もう片方の腕でこれを切断し、撤去作業を行います。キャブを人間の顔に見立てれば、建設機械と言うよりは、パワフルなロボットと言った方が良いでしょう。

また、VR（仮想現実）やAI（人工知能）を駆使した建設機械の登場により、建設現場の無人化も夢ではないようです。作業者はVRゴーグルを装着し、オフィスの中で建設機械を操縦します。建設機械の腕は、作業者の意を受けたかのように、作業者の動きにシンクロナイズして滑らかに動きます。

建設機械は、宇宙開発でも活躍します。JAXA（宇宙航空研究開発機構）が研究している月面での基地建設機械は、4つのクローラーを持ち、あらゆる地面、障害に適応する高い不整地踏破性を発揮します。遠隔操作や自動・自律技術により、月面上を自在に動き回り、資材運搬、機材組立てなどを行うのです。

建設機械の未来の姿は、楽しみではありますが、一方で安全面での対策はより重要になってきます。パワーの強い建設機械の暴走等が生じることがないように、二重三重のリスク回避措置を講じることが必要になります。定期的な検査も益々高度かつ複雑な知識・知見を要するようになるでしょう。建荷協としても、会員の皆様のご支援を頂きながら、定期自主検査の高度化に適切に対応してまいりたいと考えています。

令和4年度 特定自主検査 強調月間(11/1～11/30)実施中！

建設荷役車両安全技術協会 本部

11月1日から30日までの1ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度も、各都道府県労働局・労働基

準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

実施にあたり、ご不明な点などございましたら最寄りの当協会支部にご相談ください。

■ スローガン

特自検 完全実施で ゼロ災害

登録検査業者及び事業内検査を行う事業者の皆さん！

- 特自検業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表（261号30頁参照）及びその解説〔検査業者用又は事業内用〕（本号11頁参照）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施してください。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行ってください。

建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
及びリース・レンタル事業者の皆さん！

- 特自検が計画的に実施されているか確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部
後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会

令和4年度 特自検強調月間リーフレット

特自検

特定自主検査

特自検
完全実施で

ゼロ災害

上白石 萌歌

特定自主検査

強調月間 11/1(火)~30(水)

令和4年



検査を済ませた機械には、それを証する
検査済標章を貼付しなければなりません。



主 唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後 援 厚生労働省・経済産業省

協 賛 中央労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本産業車両協会

建設業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



令和4年度建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン 「特自検 完全実施で ゼロ災害」

令和4年11月1日(火)～11月30日(水)

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和3年度には全国で約200万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和4年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主催者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。

- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

B P - Y C - 0 3 - C



特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕』の解説」は「特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」したものです。

..... 業務点検表を示します。

..... 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕」による適切な業務点検を定期的に、実施下さる様、お願いいたします。検査事務所責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

1. 表題部（検査業者名等）

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕

検査業者名	①	点検年月日	⑤	年	月	日
登録番号	②	第	号	区分	③	本社・検査事務所
検査事務所名	④	点検責任者 職氏名	⑥	点検者 職氏名	⑦	

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項 目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、 検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

※ 特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説は建荷協HPよりダウンロードできます

I 組織・管理

区分	No.	項 目	判定	備考
組織・管理	体制	1 本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		2 検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
		3 検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		4 本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		5 検査事務所における検査実施状況を把握している		
	報告	6 各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		7 * 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあっては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。）		
		教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
	教育	社内・その他	判定	建荷協
		研修・教育		
		* 検査業者検査員資格取得研修		
		* 能力向上教育		
		実務研修		
		安全教育		
		特定自主検査セミナー		

No.	解 説	点検のポイント	備考
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、検査業務に関する人員体制が判る様、組織図、人員配置図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が1つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。 また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、人員配置図等の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありますか。 ・過去の異動経過（3年分）も保存してありますか。	
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所の内部監査を定期的に実施し、その結果（監査結果および正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	
4	特自検に係る本社管理の帳簿等（検査済標準章、標準受払簿、廃棄済標準章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年4月1日から本年3月31日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いのないか定期的に（半期、4半期に1度等）確認していますか。	
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、人員配置図等の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。 *法 第100条、登録省令 第19条の21	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存していますか。	
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で実施している教育（社内研修（新機種勉強会）、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。 建荷協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。	

II 掲示

区分	No.	項 目	判定	備考
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者であることを示す銘板等を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 *登録省令 第19条の17	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていませんか。	
12	依頼者に登録検査業者であることが判るように銘板、看板等に登録番号を記載し事務所の入口に掲示します。 （検査業者銘板は建荷協会員が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板、看板等が掲示していませんか。	
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようになっていいることが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	

Ⅲ 検査員

区分	No.	項 目	判定	備考
検査員	14	検査員名簿を備えている		
	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無 人数 判定	
		フォークリフト	有・無	
		不整地運搬車	有・無	
	15	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）	有・無	
		車両系建設機械（基礎工事用）	有・無	
		車両系建設機械（締固め用）	有・無	
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無	
		高所作業車	有・無	
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている		
	18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去3年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに2人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 *登録省令 第19条の15	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。（欠員中の検査業務の実施は厳禁）	
	登録 当該検査事務所で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めてある場合、有を「○」で囲み、当該検査事務所で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。		
	人数 当該検査事務所内で登録有の機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。登録無の場合は「－」を記入します。		
	判定 当該検査事務所内で特定制検査を行うことができるかできないか。		
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定制検査記録表（および特定制検査台帳）の保存期間3年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所にも過去3年間の検査員（移動、退職を含）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ヘルメットに貼付等）	

Ⅳ 業務規程

区分	No.	項 目	判定	備考
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20 *	業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22 *	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23 *	・検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24 *	・特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25 *	・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26 *	・休日、営業時間、検査場所		
	27 *	・出張検査の要領		
	28	・検査済標章の発行及び管理		
	29	・記録表（検査結果証明書）、検査済標章の再発行		
	30 *	業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。 また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。 ・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。	
20 ～ 29	業務規程と実際の業務に相違があつてはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。 * 登録省令 第19条の15第3号	・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。 ・業務規程通りの業務を行っていますか。 ・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。	
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 * 登録省令 第19条の19	・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	

Ⅴ 検査機器

区分	No.	項 目						判定	備考	
検査機器	31	検査機器台帳を備えている								
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である								
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある								
				台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用 ガソリン用				⑤油圧計			
							⑥電圧計			
		②回転計					⑦電流計			
		③シックネスゲージ					⑧探傷器(又はカラーチェック等)			
		④ノズルテスター					⑨磨耗ゲージ			

No.	解 説	点検のポイント	備考
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・法定検査機器のほか検査に必要な検査機器が記載されていますか。	
32	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 * 登録省令 第19条の15第2号	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査員が各々異なる場所が終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
33	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。		
	判定 : 業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。		
	整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

VI 検査済標章

区分	No.	項 目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。 ・標章管理者は標章の受払の都度または定期に台帳に記載していますか。	
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	・決まった様式の標章受払簿を使用していますか。	
36	標章を事業者に引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	・標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。	
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	・受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしていませんか。 ・統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	
38	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連43, 52）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。	

Ⅶ 帳簿等(1)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差異がない		
	42	標章は受払都度、又は、月（週）毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
40	標章受払簿には標章（特定自主検査検査済標章）の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先（建荷協、本社、検査事務所等）等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	・標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。 ・受払簿の受入、払出し、廃棄数が残り枚数と一致していますか。 ・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払い後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。 ・標章の受入先（建荷協支部、本社、検査事務所等）が備考欄に記入してありますか。 ・事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。 ・受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。	
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	・統括責任者の確認は定期的に行われていますか。	
43	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連52）と年末の余剰標章の廃棄（関連39）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
44	標章受払簿は3年間保存する必要があります。 * 登録省令 第19条の20	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	

区分	No.	項 目	判定	備考
帳 簿 等	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れがない		
	47	標章払出後、長期間未記載（仕掛け）のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	54	* 3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入（空欄なし）します。	・定期的に空欄なしを確認していますか。	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出した場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	・標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入（長期仕掛け）のものはありませんか。 （例 10日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛けを防止する、または戻入します。）	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	・業務規程で定めた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。	
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	・業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。	
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	・検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。 ・検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。（検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不適當です） ・検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。	
51	検査対象機械の種類、性能、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・日報での検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。 ・出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。	
52	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し標章の再発行申込があった場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連39, 43）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
53	標章発行前に検査業者内で紛失した場合、顛末書を作成し保存します。標章発行後、依頼主が標章を機械に貼付する前に紛失し再発行申込があった場合はその申込書を保管しておきます。 これらの状況は台帳、受払簿の摘要欄に記入しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・検査業者内で紛失した検査標章の場合は顛末書を作成し保管してありますか。	
54	特定自主検査台帳は3年間保存する必要があります。 *登録省令第19条の20		

Ⅷ 帳簿等(2)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	55	特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
	56	記載事項に漏れはない		
	57 *	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
	58 *	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	59 *	特定自主検査実施年月日		
	60 *	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署している		
	61	検査事務所責任者名が自署している		
	62 *	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
	63	該当しない箇所は「該当なし(ー)」が記されている		
	64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
	65 *	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
	66	未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
	67	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
	68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
日報	69 *	3年間保存している		
	70	作業日報と特定自主検査記録表で検査員および検査日が一致している		
	71	3年間保存している		

記録表の記入方法について

協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。(記入要領を解説する「抜粋版」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。)

No.	解 説	点検のポイント	備考
55	特定自主検査記録表(証明書)は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は2枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があるのはなりません。標題部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことで。検査員が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。 検査員(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。業務規程で署名と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。 ・検査員名が印刷・ゴム印になっていませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者(本社統括責任者、検査事務所統括責任者等)の氏名のことで。責任者は特定自主検査記録表(証明書)の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名します。名前の訂正をしてはいけません。 業務規程で署名と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべて項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解 説	点検のポイント	備考
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「－」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
64	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していませんか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
65	「検査業者が特自検を行つときに事業者へ勧告した事項等」を記載することが定められており、次の内容が含まれます。 1) 検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項。 2) 検査の結果、良と判定されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項。 *登録省令第19条の20第6号、通達S53.2.10基発第79号 また、不具合箇所がない場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促します。 「補修等の措置内容欄」には検査の結果、異常が認められ補修を行った内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載します。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者へ「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。	
66	標章は事業者（依頼者）が貼付します。標章の貼付は事業者の義務です。検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。	・検査員自らが標章を貼付していませんか。 ・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るように依頼者に要請していますか。	
67	検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。 標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。	・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。 ・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。	
68	検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。 ・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。	
69	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。 *登録省令第19条の20	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	
70	検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。	・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。 ・検査実施日は同一ですか。 ・検査員の休日に検査が行われていませんか。 ・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか） ・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。 ・機械に見合った検査時間となっていますか。	
71	検査日報は3年間保存する。		

3. 関係法令

【労働安全衛生法】

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(書類の保存等)

第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (省 略)

(罰 則)

第118条 (省略)、第54条の6第2項、(省略)の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条、第33条第1項若しくは第2項、第42条の規程に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三及び四 (省略)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

一 第33条第3項、第45条第1項若しくは第2項、第103条第1項の規定に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三、四、五及び六 (省略)

第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一、二及び三 (省略)

四 第100条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第103条第2項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

(定期自主検査の記録)

第151条の23 事業者は、前2条の自主検査(フォークリフト関係の定期自主検査)を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第151条の55 (不整地運搬車関係)、**第169条** (車両系建設機械関係)、**第194条の25** (高所作業車関係)

【登録省令】

（検査業者の登録事項）

第19条の13 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 検査業者になろうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

（登録の基準）

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
- 二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
- 三 次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
 - イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
 - ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項
 - ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書の発行に関する事項
 - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
 - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
- 四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

（登録事項の変更）

第19条の17 検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき（法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。）は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書（様式7号の4）に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書（様式7号の4）に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

3 検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき（法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。）は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

（業務規程の変更の報告）

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

（帳簿）

第19条の20 検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から3年間保存しなければならない。

- 一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
- 三 特定自主検査を行った年月日
- 四 特定自主検査を実施した者の氏名
- 五 特定自主検査の結果
- 六 その他特定自主検査に関し必要な事項

（定期報告）

第19条の21 検査業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに、特定自主検査実施状況報告書（様式第7号の6）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

4. その他

帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第19条の20に保存する項目、および期間（3年間）が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第121条に定められています。

これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間3年以上（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。

5. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説 明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 BC-ZC-01	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に係る法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-017フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとにまとめたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳〔検査業者用〕 BC-ZC-07	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付けが義務づけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項と一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 SS-LC-037フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとにまとめたものです。

保有する資格をヘルメットに貼付

特自検検査者

腕章

特自検検査者

ワッペン
(アイロンで圧着)

検査業者検査員シール

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

©2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂

B P - Y C - 0 5 - B



特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この『特定自主検査 業務点検表 [事業内用]』の解説は「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」を解説したものです。

..... 業務点検表を示します。

..... 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」による適切な業務点検を定期的に、実施下さる様、お願いいたします。事業所の責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

1. 表題部（事業所名等）

特定自主検査業務点検表 [事業内用]

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	② 年 月 日	点検者 職氏名	④

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項 目	判定	備考
----	-----	-----	----	----

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「－」をそれぞれ記入し、 検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

※ 特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説は建荷協HPよりダウンロードできます

I 組織・管理

区分	No.	項 目	判定	備考
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している		
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している		
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している		
	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している		
		教育内容	判定	研修・教育
				* 検査者資格取得研修
				* 能力向上教育
				実務研修
				安全教育
				特定自主検査セミナー
	5	検査対象機械一覧表を整備してある。（検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの）		
機械の管理	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている		
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している		
	8	* 検査対象機械は、1年に1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期に、漏れなく検査を行っている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します（事業場が複数の場合は事業場ごとに選任）。また、そのことが判る様、組織図、人員配置図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、人員配置図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に機械管理責任者を選任し必要に応じて補助者選任していますか。	
3	機械管理責任者が必要に応じて標章管理者を定め、標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章の管理、受払い業務等を実施させます。	・標章管理者を選任し、標章の受払等の業務を本人に実施させていますか。 ・複数事業所がある場合は、事業所ごとに標章管理者を選任していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年ごと）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で管理している教育状況を判定します。 建 荷 協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。	
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検実施時期等が判るものになっていますか。	
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。 ・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。		
8	特定自主検査対象機械は、1年以内ごとに1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期に、漏れなく検査を行わなければなりません。 * 安衛則 第151条の24、56、第169条の2、第194条の26	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

Ⅱ 検査者

区分	No.	項 目	判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの)		
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定
	11	フォークリフト		
	12	不整地運搬車		
	13	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）		
	14	車両系建設機械（基礎工用）		
	15	車両系建設機械（締固め用）		
	16	車両系建設機械（コンクリート打設用）		
	17	高所作業車		
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている		
	20	検査資格者を明確にするために検査者標識（ワッペン、腕章等）を装着している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておくことが必要です。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	- 検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。 - 複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。	
10	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低1人必要です。欠員で有資格者が一人もない場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特定自主検査を依頼しなければなりません。	複数事業所がある場合は、検査対象機械や台数に応じた検査資格者の人員配置にしていますか。	
17	人数： 当該事務所内で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「－」を記入します。		
	判定： 当該事務所内で特定自主検査を行うことができるかできないかを判定します。		
18	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、過去3年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定自主検査検査者名簿と過去3年間分の検査者名簿を保存しておきます。	検査者名簿を3年間保存していますか。	
19	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	資格者の修了証の写しを3年間保存していますか。	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	- 標識を用意し検査者に装着を指示していますか。 - 検査者が標識を装着していることを確認していますか。	

Ⅲ 検査機器

区分	No.	項 目	判定	備考
検査機器	21	検査機器台帳を備えている		
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である		
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある		
		台数 判定 整備状況	台数 判定 整備状況	
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーズル用 ガソリン用	⑤油圧計 ⑥電圧計 ⑦電流計 ⑧探傷器(又はカラーチェック等) ⑨磨耗ゲージ
		②回転計		
		③シックネスゲージ		
		④ノズルテスター		

No.	解 説	点検のポイント	備考
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器と相違はありませんか。	
22	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。 保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・検査機器の保有が2組なのに3名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定 : 保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。 整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

検査機器について 事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制（検査機器を随時借用・使用できる体制）を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ 検査済標章

区分	No.	項 目	判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	25	標章受払簿を備えている		
	26	標章の貼付位置は適切である		
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	28	標章はロッカー等施設設備のある箇所に保管している		
	29	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章管理者以外の者が取扱えないよう、標章管理者自身が標章の管理、受払等の業務を直接行います。	・機械管理責任者は標章管理者本人が標章の受払等の業務を実施しているか定期的に確認していますか。	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	・標章の受入先（建荷協支部、本社、事務所等）が備考欄に記入してありますか。	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷が発生しにくい場所に貼付します。	・標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。 ・受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。	
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。	・機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	
28	標章は施設可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	

29	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連33, 39）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。
----	--	--

V 帳簿等(1)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等	30	標章の受払は適正に記載されている		
	31	受入数、払出数、残数に差異がない		
	32	都度または月ごと（週ごと）等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	34	3年間保存している		
	35	標章番号順等系統的に記載されている		
	36	記載事項に漏れがない		
	37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
	38	標章番号に欠番はない		
	39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	42	3年間保存している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認（押印等）は定期的に行なわれていますか。	
33	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連39）と年末の余剰標章の廃棄（関連29）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
34	標章受払簿は3年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は（一）で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出した標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛けとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し再発行する場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連29, 33）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は3年間保存することが望ましい。		

VI 帳簿等(2)

区分	No.	項 目	判定	備考
帳簿等 (特 自 検 査 記 録 表 (証 明 書))	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
	44	* 記載事項に漏れはない		
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	46	* 特定自主検査実施年月日		
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している		
	48	機械責任者名が自署している		
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解 説	点検のポイント	備考
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は3年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があるのはなりません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者（有資格者）の氏名のことです。検査者が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。 検査者（有資格者）2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。 社内規程で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。責任者が記入内容を確認後、署名します。 社内規定で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 * 安衛則 第151条の23、55、第169条、第194条の25	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

記録表の記入方法について

詳細は協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。（記入要領の解説部分を抜粋した「特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。）

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果（特定自主検査記録表）については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて3年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている（【登録省令】第19条の20）3年間（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）相当、保存しておくことが望ましい。

帳簿等	特 自 検 査 記 録 表 (証 明 書)	50	該当しない箇所は「該当なし(ー)」が記されている		
		51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
		52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している		
		53	未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている		
		54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
		55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
		56	* 3年間保存している		
		注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい			
検査業検査	検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表(検査結果証明書)を所定の年数(3年間)保存している		
	検査	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している		

No.	解 説	点検のポイント	備考
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「ー」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「ー」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
52	・検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請を記述します。なお、この場合事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 - また、検査の結果、良と判断されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項についても「事業者への要請等欄」にその旨を記入しておく必要があります。 ・機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、すみやかに補修措置を講じていますか。 ・機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。	
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るようにしていますか。	
54	紛失、汚損等により特定自主検査記録表、標章を検査業者へ再発行を依頼した場合は再発行申請書を保管しておきます。	・再発行申請書は特定自主検査記録表と一緒に綴っていますか。	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。 ・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。	
56	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	
57			
58	検査業者による検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請が記述されます。修理要請があった場合は事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	・検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄を確認していますか。 ・補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。(関連52, 53)	

3. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説 明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に係る法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針に係る事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳【事業内用】 BC-ZC-04	検査台帳は特定自主検査済標準の受払を明確に記録しておくための標準受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標準貼付簿からなります。
検査整備基準値表 SS-LC-037フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカ、機種ごとに纏めたものです。



事業内検査者シール

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

© 2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂

1) 車両系荷役運搬機械の労働災害による 死亡者数の推移と令和 3 年における発生状況

建設荷役車両安全技術協会 本部

平成19年からの車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移が**グラフ1**の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

令和3年の死亡者数は22名であり、平成19年以降、最小の数値となった。また、平成19年の36名と比べ、14名の減（39%減）であり、これは「フォークリフト」の発生件数減少が大きく寄与している。「不整地運搬車」は、毎年数件発生している。

令和3年に発生した車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数は、前年の33名に比べ11名減（33%減）となった。

機械の種類別・業種別の死亡者数は**表1・グラフ2**のとおりである。

機械の種類別では、「フォークリフト」に起因するものが21名（前年比10名減）で、「不整地運搬車」は1名であった。

業種別でみると、最も多いのが「製造業」

で7名、次いで「商業」が6件で、「商業」は前年の3件より倍増した。この2業種で全体の60%を占めている。逆に「道路貨物運送業」は前年の7名より急減した。

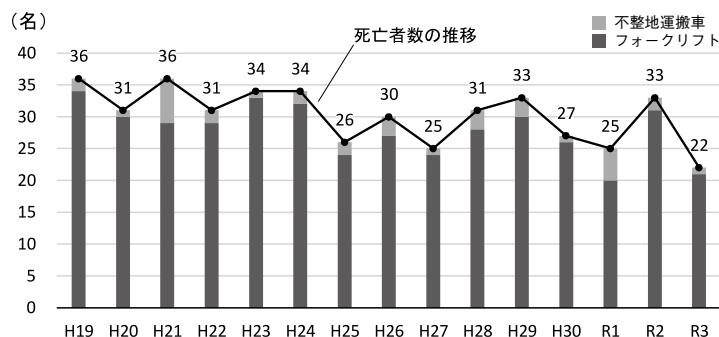
次に、車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型に分類したものが**表2・グラフ3**である。

事故の型では「墜落・転落」が6名と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が5名、「激突され」が4名と続いた。それ以外の事故の型（「激突」除く）は数件ずつ発生している。例年上位を占める「転倒」は1名と減少した。

災害事例をみると、件数の多いフォークリフトの「墜落・転落」中、フォーク（爪）やパレットからの墜落・転落事例が3件で、これは毎年のように見うけられる。フォークリフトの「用途外使用の禁止」の徹底・教育が望まれる。

「不整地運搬車」の1件は、「建設業」での「はさまれ・巻き込まれ」であった。

[資料提供：厚生労働省]



グラフ1

車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡者数の推移

1) 車両系荷役運搬機械のうち特定自主検査対象機械

表1 車両系荷役運搬機械の種類別・業種別死亡災害発生状況（令和3年）

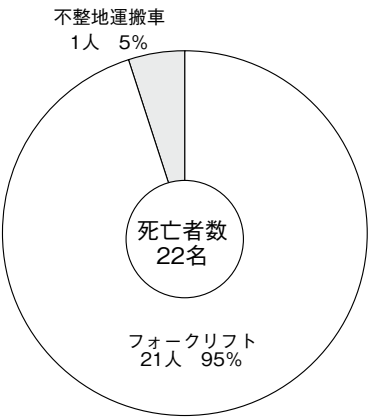
（単位：名）

業種 機械の種類	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業/貨物取扱業			農林業/ 畜産・水産業	商業	その他	計
				道路貨物 運送業	陸上貨物 取扱業	港湾 運送業				
フォークリフト	7	0	2	1	2	1	1	6	1	21
不整地運搬車	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	7	0	3	1	2	1	1	6	1	22

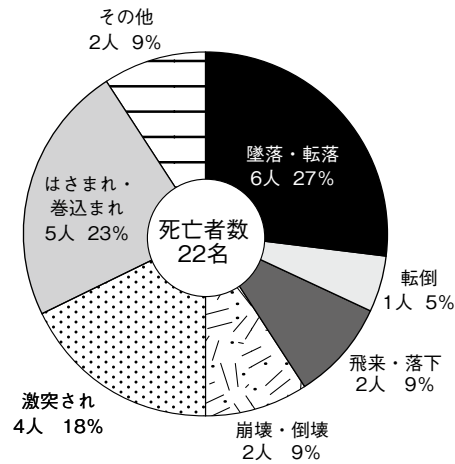
表2 車両系荷役運搬機械の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（令和3年）

（単位：名）

事故の型 機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻込まれ	その他	計
フォークリフト	6	1	0	2	2	4	4	2	21
不整地運搬車	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	6	1	0	2	2	4	5	2	22



グラフ2 機械の種類別



グラフ3 事故の型別

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による死亡災害事例 (令和3年発生分)

■車両系荷役運搬機械

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	8	14～16	製造業	フォークリフト	被災労働者が1人でフォークリフトを使用して工場から段ボール加工紙をトラックに積み込み作業中、工場と駐車場の間の傾斜がある通路で、停止しているフォークリフト後方に倒れている被災者を工場内作業員の同僚が発見した。
2	2	12～14	製造業	フォークリフト	被災者は、テント倉庫の入口カーテンが屋根の上に捲れ上がっていたため、それを元に戻そうとフォークリフトの爪に木製パレットを差し込み、その上に乗れり、他の労働者が上昇させ、カーテンを引き下ろそうとしたところ、約3m下のアスファルト上に墜落した。
3	7	8～10	製造業	フォークリフト	当該事業場は地中に埋設する導管等を製造する事業場である。被災者は3名は、運送業者のウイングボディ型トレーラーの荷台に積み上げられた導管を荷卸しするため、フォークリフトのフォークにパレットを挿して高さ約2.3mに上げ、上の導管をずらしてパレットに積み作業中、被災者が地面に墜落した。災害発生直前の状況を見た労働者はいない。被災者を含め、全員がヘルメットを着用していなかった。
4	3	14～16	畜産・水産業	フォークリフト	丸太の運搬作業を行う際、フォークリフトで丸太（長さ11m、重量約730kg）を2tトラックに載せる作業を行っていた。被災者がトラックの荷台に乗り、フォークリフト運転技能講習を修了していない労働者がフォークリフトを運転し丸太を載せていたところ、丸太が転がり被災者に接触、丸太とともに荷台から墜落した。
5	8	10～12	商業	フォークリフト	ピッキングフォークリフトを用いて倉庫棚から商品取出し作業中、ツメを約2.8mの高さまで上昇させた状態で棚の商品を取り出そうとしたところ、バランスを崩して墜落し、頭部に損傷を負った。
6	6	14～16	商業	フォークリフト	路上で停まっているフォークリフトの横で被災者が倒れているのを同社の労働者が発見した。被災者は頭部を激しく損傷していた。被災者は飼料販売会社の労働者であり、トラックに積んできた飼料を牛舎にフォークリフトを使用して搬送している最中に、坂道を転落したと推測される。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
7	4	14～16	その他	フォークリフト	事業場Aの構内において、事業場Bの労働者（以下、被災者という。）が、フレコンバックを吊ったフォークリフトを運転し、ステンレス製の床面を走行させていたところ、突然ステンレス製の床が凹み、バランスを崩して転倒したことにより、被災者の頭部がフォークリフトと床の間に挟まれた。

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
8	10	12～14	商業	フォークリフト	被災者は平ボデートラックの荷台の鳥居部と後あおりに斜めにかけて渡して積まれたリップ溝形鋼（C形鋼）30本の束（長さ12m、重さ1.5t）を降ろす作業において、荷台上でフォークリフトを誘導していた。フォークリフトが鋼材の束を持ち上げたところ、鋼材が滑り、被災者とともに地上に落下し、被災者は鋼材の下敷きになった。被災者はトラックの運転者で、フォークリフトを運転していたのは荷主先の労働者であった。
9	1	14～16	商業	フォークリフト	段積みされたパレットをフォークリフトで運搬し、バックで旋回しながら検査台に載せようとしていたところ、運搬していたパレットが崩れ、検査台でパレットの点検作業をしていた被災者の頭上に落下した。また、災害発生時に、構内下請けの労働者2名も、同様にパレットがぶつかり負傷した。

05. 崩壊・倒壊

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
10	11	10～12	建設業	フォークリフト	積み荷を運搬する為にフォークリフトのフォークを積み荷の上段（1枚あたりの重量が約15kgの木製パレットを15枚で1組とし、上下に3組ずつ積み重ねられていた。）に差し込んだ際に、フォークリフトの誘導をしていた被災者が、フォークリフトの運転を一時停止させた上で積み荷の前方へ移動した後に、何等かの原因で積み荷（木製パレット1組）が崩壊して下敷きになった。

05. 崩壊・倒壊

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
11	11	14～16	陸上貨物取扱業	フォークリフト	倉庫整理のため、 フォークリフト （最大荷重2,250kg）で段ボールに梱包された冷凍庫（約55×60×100cm、37kg）をパレット1段当たり8台3段重ね（高さ約7m）にして移動をしていたところ、荷崩れを起こし、何らかの理由で運転席の外に出た運転手の頭部に激突した。

06. 激突され

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
12	3	2～4	製造業	フォークリフト	被災者は、事業場の製造過程において発生する木材の廃材を集積する作業を行うため当該廃材置場内を通行していたところ、木材を廃棄するために廃材置場内を走行していた フォークリフト にはねられた。
13	12	14～16	建設業	フォークリフト	被災者が休憩のため解体作業場所から現場事務所に向かう途中、本件工事の発注者の労働者が運転する フォークリフト と接触し轢かれた。フォークリフトは専用アタッチメントでフレコンバッグを4つ吊っており、前の視界が制限された状況であった。
14	6	8～10	陸上貨物取扱業	フォークリフト	被災者が工場から補修テントに移動していたところ、後方から フォークリフト に激突された。
15	8	16～18	商業	フォークリフト	営業所内倉庫において、検品作業を終えた運転者が フォークリフト を所定の駐車位置に戻そうとバック走行していたところ、被災者に激突し、被災者は2m飛ばされ床に頭部を強打した。ヘルメットを着用していなかった。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
16	7	14～16	製造業	フォークリフト	圧延作業の前準備として、被災者がアルミのコイル（以下「コイルA」と記載する。）を梱包している段ボールを外す作業を行っていた。被災者が作業を行っていた場所に、別の労働者Cが フォークリフト を使用してもう1つアルミのコイル（以下「コイルB」と記載する。）を運んできた。労働者Cは進行方向前方にいた被災者に気付かず直進し、コイルBが被災者と接触し、そのまま被災者がコイルAとコイルBに胸部を挟まれた。
17	7	6～8	道路貨物運送業	フォークリフト	配送先において、被災者は、配送先事業場所有のフォークリフトを使用して荷物の搬入を終え、 フォークリフト を敷地内の坂道の途中で止めて降り、トラックのあおりを閉じるためにトラックへと向かって歩いていたところ、フォークリフトが突然坂道を下りだし、それに気づいた被災者がフォークリフトを止めようとしたが止められず、トラックの側面とフォークリフトの間に挟まれた。
18	11	8～10	港湾運送業	フォークリフト	被災者は、荷積みされた線材の脇に荷崩れ防止のための角材を入れる作業を行っていたところ、 フォークリフト で抱えた重さ約2tの線材と荷積みされた線材の間に挟まれた。
19	7	14～16	商業	フォークリフト	鶏糞を原料とした肥料をつくる作業場で、一人で作業していた被災者が、攪拌機と フォークリフト （バケットを取り付けたもの）の間に挟まれているところを発見された。
20	1	8～10	建設業	不整地運搬車	太陽光パネル設置工事において、被災者が 不整地運搬車 で運転中に、太陽光パネル架台間を通行するため左折したが、オーバerranのため切り替しをするために後進した際に、後方のパネル架台と不整地運搬車に被災者の胸部が挟まれた。

90. その他

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
21	6	10～12	製造業	フォークリフト	被災者が、工場から約200m離れた塗装場から、塗装する製品を取りに行くため、工場に向かって、公道（道幅4.9m）上を、最大荷重2.5tの フォークリフト （ナンバー付き）で荷を積まずに走行していたところ、公道脇にある水路にフォークリフトが横転し、ヘッドガードと水路の壁（コンクリート製）の間に被災者の頭が挟まれた。
22	7	8～10	製造業	フォークリフト	事業場で整備した フォークリフト を約1km離れた所有者の車庫へ自走により移送中、道路（公道、アスファルト舗装）脇の水田に転落、横転した。その際、被災者はフォークリフトの下敷きとなった。

車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による死亡者数の推移と令和 3 年における発生状況

建設荷役車両安全技術協会 本部

平成19年からの車両系建設機械及び高所作業車（以下車両系建設機械等）の労働災害による死亡者数の推移がグラフ 1 の折れ線グラフ、また機械の種類別の内訳が棒グラフである。

令和 3 年の死亡者数は46名であり、平成19年の84名と比べ、38名の減（45%減）であった。

機械の種類別にみると、とくに「整地・運搬・積込み用機械」、「掘削用機械」の減少が顕著で、この 2 機種で平成19年：58名→令和 3 年：28名に減少している。「その他の建設機械」ではコンクリート打設機械で 1 名発生した。

令和 3 年に発生した車両系建設機械等の労働災害による死亡者数は、前年の52名より 6 名減（12%減）となり、2 年ぶりに減少に転じた。

機械の種類別・業種別の死亡者数は表 1 ・グラフ 2 のとおりである。

機械の種類別では、「掘削用機械」に起因

するものが16名、「整地・運搬・積込み用機械」が12名と圧倒的に多く、これは例年の傾向である。「高所作業車」は 8 名発生し、ここ 2 年増加している。

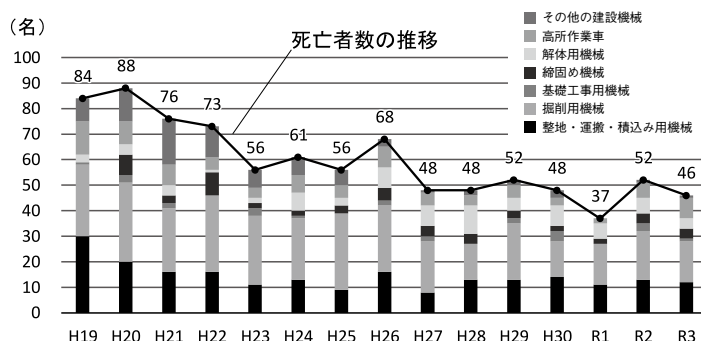
業種別にみると、「建設業」の34名が全体の約74%を占めており、例年同様であった。「土木工事業」では前年より微減し、「建築工事業」では微増した。「その他」の業種 6 名のうち、4 名が「清掃・と畜業」であった。

次に、車両系建設機械等の種類別・事故の型別に分類したものが表 2 ・グラフ 3 である。

事故の型では、「はさまれ・巻き込まれ」が17名、「墜落・転落」が10名、「激突され」が 9 名で、この上位 3 項目で全体の約78%を占めている。これはここ数年の傾向である。

災害事例をみると、件数が増加した「高所作業車」は 8 件のうち、誤操作によるものと思われる「はさまれ・巻き込まれ」が 3 件、また、作業中の「感電」が 1 件（2 名）、「交通事故」が 2 件見うけられた。

[資料提供：厚生労働省]



グラフ 1
車両系建設機械・高所作業車の労働災害による死亡者数の推移

表1 車両系建設機械・高所作業車の種類別・業種別死亡災害発生状況（令和3年）

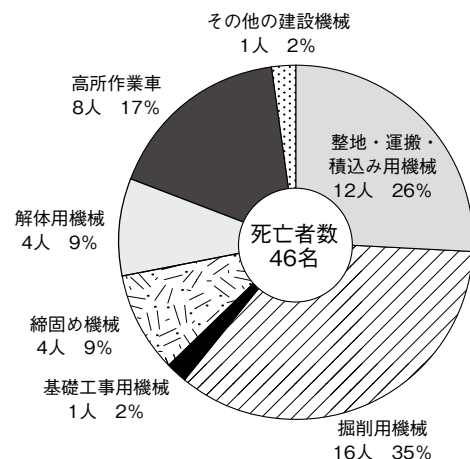
（単位：名）

業種 機械の種類	製造業	鉱業	建設業			運輸交通業/ 貨物取扱業	農林業/ 畜産業・ 水産業	商業	その他	計
			土木事業	建築工事業	その他の 建設業					
整地・運搬・積み込み用 機械	1	3	2	3	0	0	0	0	3	12
掘削用機械	0	1	11	1	0	0	1	0	2	16
基礎工事用機械	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
締固め機械	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4
解体用機械	0	0	1	2	1	0	0	0	0	4
高所作業車	0	0	3	1	3	0	0	0	1	8
その他の建設用機械	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	1	4	21	9	4	0	1	0	6	46

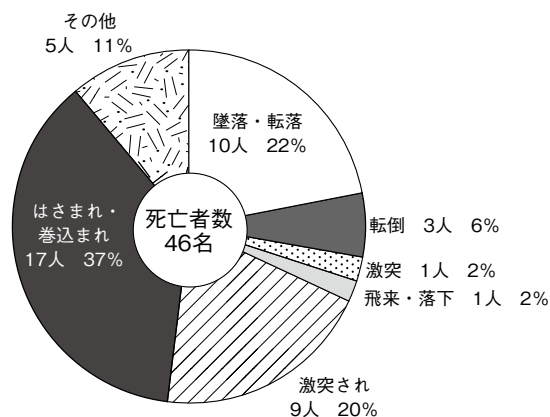
表2 車両系建設機械・高所作業車の種類別・事故の型別死亡災害発生状況（令和3年）

（単位：名）

事故の型 機械の種類	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻込まれ	その他	計
整地・運搬・積み込み用 機械	2	0	0	0	0	4	6	0	12
掘削用機械	5	1	0	0	0	4	6	0	16
基礎工事用機械	0	1	0	0	0	0	0	0	1
締固め機械	3	0	1	0	0	0	0	0	4
解体用機械	0	1	0	1	0	1	1	0	4
高所作業車	0	0	0	0	0	0	4	4	8
その他の建設機械	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	10	3	1	1	0	9	17	5	46



グラフ2 機械の種類別



グラフ3 事故の型別

事故の型別にみた車両系建設機械及び高所作業車による死亡災害事例 (令和3年発生分)

■車両系建設機械

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	7	14～16	建築工事業	整地・運搬・積込み用機械	豚舎の底部の取付工事のため、被災者は トラクター・ショベル （機体重量3.1t）を運転して資材を搬入し、作業を終えて坂道を下りようとしたところ、重機が路肩を踏み外し運転していた重機とともに転落し、運転席外に投げ出されたことで重機の下敷きになった。被災者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用）の技能講習未修了者であった。
2	7	12～14	建築工事業	整地・運搬・積込み用機械	被災者と事業主の2名で、事業場内で刈り取った草を運搬する作業を行っていた。被災者は トラクター・ショベル（ホイール・ローダー） を運転し、刈り取った草を事業主が指定した事業場内の山側まで運搬していたところ、その途中、砂利道の路肩から転落し、約15m下の沢の底まで転がり落ち、当該 トラクター・ショベル と地山の間に被災者の身体が挟まれた。
3	11	14～16	鉱業	掘削用機械	砂の採取現場内において、 ドラグ・ショベル を使用して採取痕の池（水深3m程度）の埋め戻し作業を行っていたところ、 ドラグ・ショベル が池の中に転落して水没し運転者が被災した。
4	9	14～16	土木工事業	掘削用機械	土石流災害の復旧及び捜索活動において、作業箇所付近にあった穴を塞ごうと、0.022m ³ の ドラグ・ショベル を用いて、80×60×10cmのコンクリート床板のがれき（重量120kg）を移動させようと、バケットにワイヤーでくくりつけ、旋回したところバランスを崩し2m下の川に転落、被災者の上に ドラグ・ショベル が落下した。
5	6	6～8	土木工事業	掘削用機械	トラック荷台上に積んである ドラグ・ショベル を被災者が運転して地上に下ろす作業中、運転を誤って ドラグ・ショベル ごと転落し、ブームの下敷きとなった。
6	4	12～14	土木工事業	掘削用機械	災害発生の翌日、斜面の下で ドラグ・ショベル の下敷きとなった被災者（現場代理人）が発見されたもの。被災者は ドラグ・ショベル を運転し、作業用道路の開設のため地山を掘削していたところ、路肩が崩れたことにより ドラグ・ショベル とともに転落し、約50m斜面を転落した後、運転席から投げ出され ドラグ・ショベル の下敷きになったものと推定される。
7	1	14～16	土木工事業	掘削用機械	被災者が1.7t ドラグ・ショベル を運転してトラックに積載しようとした際に、地上からトラックの荷台にかけていた2つのアルミ製道板のうち、左クローラー側の道板が荷台から外れ、 ドラグ・ショベル が横転してキャノピ鉄支柱の下敷きとなった。
8	11	10～12	土木工事業	締固め用機械	被災者は、 ローラー （締固め用機械）を前進で運転中、運転ミス等により深さ約3.5m（法長369cm）の調整池に振動ローラーごと墜落し、運転席から投げ出された。
9	3	10～12	土木工事業	締固め用機械	河川改良工事に従事していた被災者が、 ローラー を運転し土手を平らにする作業を行っていたところ、法面から河川にローラーごと転落し、川底とローラーに挟まれた。
10	10	14～16	建築工事業	締固め用機械	被災者が締固め用機械（ ロード・ローラー ）を運転し、敷地内を移動していたところ、躯体基礎の端から高さ2.89m下に同機械とともに転落した。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
11	12	16～18	畜産・水産業	掘削用機械	（単独作業のため発見時の状況からの推測） ドラグ・ショベル を使って、単管パイプの束（約80本）を移動させている途中で、 ドラグ・ショベル が横転した。運転席と単管パイプとの間に身体が挟まった状態で発見された。バケット背面のフックにワイヤーロープが掛かっていた。資格は現時点で確認できていない。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
12	10	14～16	土木工事業	基礎工事用機械	海岸保全工事現場において、つり上げ荷重65tのクローラクレーンに パイプロ・ハンマー を取り付けた基礎工事用機械を使用して、矢板引き抜き作業を行っていた際、基礎工事用機械がつり方向に傾き、そのまま回転して運転室が上下逆の状態で消波ブロック上に激突する形で転倒し、運転室にいた運転者が被災した。ジブは根本が折れ曲がり、引き抜いていた矢板はジブ先端に引っ張られるように折れ曲がっていた。
13	1	14～16	土木工事業	解体用機械	配水管等の設置工事において、被災者が車両系建設機械（ ブレイカ ）を用いて管の設置予定箇所にある岩のはつり作業を行っていたところ、当該車両から見て東側の斜面に向けて車両が転倒。被災者は、当該車両のヘッドガード部分と地面との間に挟まれた。

03. 激突

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
14	6	10～12	土木工事業	締固め用機械	被災者は ローラー に搭乗し締め固め作業を行っており、当該ローラーを後退させていたところ、切梁が後頭部に激突した。

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
15	10	10～12	建築工事業	解体用機械	コンクリート造の建築物の解体工事現場で、 コンクリート圧碎機 を用いて、3階外壁及び柱・梁コンクリートを縁切りし、内側に倒す作業を行っていたところ、縁切りしたコンクリート塊が落下し、3階梁及び2階柱にはねて、被災者の運転していたコンクリート圧碎機のキャビンに激突して、被災した。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
16	2	14～16	製造業	整地・運搬・積み込み用機械	事業場内において、作業員が運転する トラクター・ショベル が石状の原料を計量ホッパーに投入するため後退したところ、その後ろにいたフォークリフトに接触し、フォークリフトが横転したことにより、フォークリフトの運転者がフォークリフトの下敷きになった。
17	1	22～24	土木工事業	整地・運搬・積み込み用機械	集除の除雪を行うため、トラクター・ショベルを駐車している私有地に到着したものの、積雪が50cmのため社有車を駐車することができなかったことから、 トラクター・ショベル を使用して私有地の除雪を行い、最後に私有地の出入口付近を除雪するため後進してきたトラクター・ショベルに、何らかの理由で後方にいた被災者が轢かれた。
18	7	8～10	建築工事業	整地・運搬・積み込み用機械	被災者はビル解体工事現場の地下3階で敷き鉄板の清掃作業に従事していたが、別の作業場所へ移動するため、コンクリートガラの山を徒歩で通過していた。一方、 テレスコプラム はそのコンクリートガラを掘削するため、アームを地下3階へ下げたところ、被災者はそのバケットに激突された。
19	11	18～20	その他	整地・運搬・積み込み用機械	産業廃棄物中間処理施設の汚泥ピット付近において、10tダンプの洗車作業を行っていたところ、後進中の トラクター・ショベル に轢かれた。
20	10	12～14	土木工事業	掘削用機械	パワー・ショベル で型枠に生コンクリートを打設する作業を行っていた。当該機械の運転者が途中で代わり、運転操作パターンを自分に合った「モード」に手動で切り変えた。バケットに生コンクリートが入っていなかったため、代わった運転者が機械のアームを手前に動かそうとレバーを操作したところ、思っていた方向とは逆に動き、バケットの前方にいた被災者に当たり、バケットと背後の法面に挟まれた。
21	5	16～18	土木工事業	掘削用機械	工場の増築工事において、ドラグ・ショベルの手元作業を行っていた被災者が、掘削作業中に出てきた埋設管を取除くため、ドラグ・ショベルに近づいた際に ドラグ・ショベル が旋回したため、バケット部分に激突され、さらに近くに停車中のダンプカーとの間に挟まれた。
22	4	16～18	土木工事業	掘削用機械	擁壁の石積作業終了間際に被災者が擁壁頂部端部より作業箇所を確認中、旋回した ドラグ・ショベル の後端部に被災者が接触し、擁壁から転落した。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
23	12	10 ～ 12	建築工事業	掘削用機械	被災者は残土運搬のため、トラックにて産廃処理業者の残土置き場を訪問していた。産廃処理業者の事業主は残土を被災者に引き渡すため、バックホウを運転して残土をフレコンバックに入れ、それを吊り上げて旋回を始めたところ、バックホウが横転した。被災者はフレコンバックをバケットのフックから外すため付近に待機していたが、フレコンバックに激突されて足元の瓦礫の上に倒れているのを発見された。
24	11	10 ～ 12	その他の建設業	解体用機械	工場の解体工事において、床を解体したコンクリートの塊（長さ約4.1m×約2.7m、厚さ約0.15m）を解体用つかみ機で立てた状態でつかみ、右に旋回して地上に置いた際に倒れ、被災者に激突した。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
25	12	14 ～ 16	鉱業	整地・運搬・積込み用機械	ブル・ドーザーに胸を轢かれた状態で発見されたもの。災害発生時は一人作業で、発生時間や作業内容等は不明。発見時、ブル・ドーザーは、場内の排水路に突入した状態で、エンジンは停止していた。現場内には20 ～ 30cm程度の積雪があったことから、除雪作業中に発生したものと思われる。
26	10	10 ～ 12	鉱業	整地・運搬・積込み用機械	事業場敷地内において、同僚労働者がトラクター・ショベルのバケットに製品を入れた状態で運搬用の下り坂道を走行していたところ、前方を歩いていた被災者を前輪で轢いた。
27	6	14 ～ 16	鉱業	整地・運搬・積込み用機械	被災者は、金属探知機付きベルトコンベヤーが停止したため徒歩で操作室から当該コンベヤーに行き復旧させ、再び徒歩で操作室に戻っている途中、トラクター・ショベルが通行する通路において走行中（前進）のトラクター・ショベルに轢かれた。
28	10	8 ～ 10	土木工事業	整地・運搬・積込み用機械	発注者の担当者2名が現場確認をする様子を、現場代理人が写真撮影しようと、後ろ向きに下がったところ、下請労働者の運転するドラグ・ショベルが後退しており、右履帯の後方に左足膝下を轢かれた。
29	6	10 ～ 12	その他	整地・運搬・積込み用機械	事業場敷地内において、同僚の運転するトラクター・ショベル（車両系建設機械、機体質量11t）が通過した後に、うつ伏せになって倒れている被災者が発見されたもの。倒れた被災者の頭部付近の地面には血痕が残っていた。トラクター・ショベルは敷地内の屋内保管ヤードから製品置場に向かってRPF（廃棄物固形燃料）を運搬する途中だった。
30	2	6 ～ 8	その他	整地・運搬・積込み用機械	被災者が事業場敷地内（屋外）を暖機運転を行うため重機が置かれている場所に徒歩にて移動中、背後より、他の労働者が運転し前進中であるホイール・ローダーに轢かれた。
31	11	8 ～ 10	土木工事業	掘削用機械	水道管の敷設工事を行う現場で、代表者の運転するドラグ・ショベルが道路の掘削作業を行う際に後進したところ、被災者が当該ドラグ・ショベルに轢かれた。
32	2	8 ～ 10	土木工事業	掘削用機械	道路の付け替え工事において、集水枡の床付け、碎石基礎作業として、被災者がコンクリート擁壁の近くで、ドラグ・ショベルのバケットに入った砂利を掻き出した後、運転者がバケットを動かすために、ロックレバーを解除した時、左側の操作レバーが、運転者の服の裾に引っかかっていたため、誤動作し、バケットの爪とコンクリート擁壁との間に腹部を挟まれた。
33	2	12 ～ 14	土木工事業	掘削用機械	ドラグ・ショベルを用いて、立坑の掘削土をダンプに積む作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルの運転手に指示を出していた作業員が、ドラグ・ショベルの後方に倒れている被災者を発見した。本件災害の目撃者はいないが、現場の状況及び剖検から、被災者はドラグ・ショベルの旋回範囲に立ち入った際、ドラグ・ショベルの後部と土留め壁に身体を挟まれたものと推定される。
34	2	12 ～ 14	土木工事業	掘削用機械	橋台工事に伴う深礎工の掘削作業中、構台上東端に設置されたクラムシェルが深礎工事で発生した残土をクラムシェル西側のダンプに積み込むため南回りで旋回した際、クラムシェルの北東角付近にいた被災者がクラムシェルのカウンターウエイトと構台の手すりに挟まれた。構台上はダンプが出入りするため柵が開放され、クラムシェルの周囲に特に立入禁止措置は講じられていなかった。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生日時	業種	起因物	災害発生状況
35	11	10～12	その他	掘削用機械	作業員4名で、ドラグ・ショベルを使用しブロックの積み替え作業を行っていた。被災者はブロックに付属する吊り上げ用具の清掃作業を行っていたが、ドラグ・ショベルを旋回させた際に、近くで作業をしていた被災者がブロックとドラグ・ショベルのカウンターウェイトの間に挟まれた。
36	7	12～14	その他	掘削用機械	ガスパイプ工事現場において、ドラグ・ショベルの誘導に従事していた被災者が、後進で走行してきたドラグ・ショベルのキャタピラに轢かれた。
37	11	12～14	建築工事業	解体用機械	鉄骨2階建ての建築物を解体する工事において、機体重量2.42tの解体用建設機械を運転していた被災者が、運転席とアタッチメントの間に頭部を挟まれた。目撃者なし。

90. その他

No	発生日	発生日時	業種	起因物	災害発生状況
38	11	14～16	建築工事業	その他の建設機械等	被災者及びその同僚は、災害発生当日、建設現場での打設作業を終え、自社に戻るため、コンクリートポンプ車にて、県道を走行していたところ、ガードレールに接触し、ガードレールを破損した後に、橋梁下の川のコンクリート床面に墜落した。

■高所作業車

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生日時	業種	起因物	災害発生状況
39	5	10～12	建築工事業	高所作業車	高速道路の料金所の車線表示板のLED化更新工事において、被災者は、ブーム式高所作業車（リース車）に一人で乗り、料金所天井（高さ約5m）付近で作業していた（被災少し前に電気ケーブル格納の天井点検口を開けている監視カメラ映像あり）が、天井に背中を付け、胸がバケット（作業床）上縁（手すり部分）に押し上げられる形で挟まれている状態での発見された。
40	12	14～16	その他の建設業	高所作業車	倉庫にて、天井の照明取替工事をトラック式高所作業車（最高高さ9.9m）のバケット（かご）に乗り作業を行っていたところ、天井と高所作業車のバケットに挟まれた。
41	11	8～10	その他の建設業	高所作業車	トンネル照明更新工事現場において、トラック式移動式クレーン（つり上げ荷重2.9t）荷台の荷物を高所作業車に移すため、高所作業車を後退させ横付けしようとしたところ、同クレーンの操作盤付近で作業をしていた労働者が、同クレーンのアウトリガーと高所作業車との間に身体を挟まれ被災した。
42	10	14～16	その他の建設業	高所作業車	製錬所内の二次貯鉱倉内において、被災者と同僚はベルトコンベヤーの架台の筋交い補修作業を行い、被災者が高所作業車（最大能力22m）のバケット内で当該筋交いの塗装作業、同僚が地上で片付け作業に従事していた。同僚が物音に気づき確認したところ、被災者が筋交いと高所作業車のバケットに挟まれた状態であった。

90. その他

No	発生日	発生日時	業種	起因物	災害発生状況
43	6	8～10	土木工事業	高所作業車	既存の自動カート誘導路の狹隘・急傾斜部分の改修工事において、高所作業車（伸縮ブーム・バケット・トラック型、1次下請がリース）に1次2次下請各1人が乗り込み、ホール付近の誘導路拡幅予定箇所の樹木をチェーンソーを使って伐採中、樹木と反対方向にあった鉄道の送電線（66,000V、推測高さ8.4m）にバケットが触れ2人とも感電した。
44	6	8～10	土木工事業	高所作業車	既存の自動カート誘導路の狹隘・急傾斜部分の改修工事において、高所作業車（伸縮ブーム・バケット・トラック型、1次下請がリース）に1次2次下請各1人が乗り込み、ホール付近の誘導路拡幅予定箇所の樹木をチェーンソーを使って伐採中、樹木と反対方向にあった鉄道の送電線（66,000V、推測高さ8.4m）にバケットが触れ2人とも感電した。
45	1	14～16	土木工事業	高所作業車	高速自動車道IC出口付近にて、伐採現場の撤収作業中、被災者は、共に作業していた他社の作業員の運転する高所作業車の後進を誘導していたところ、同高所作業者に轢かれた。
46	6	12～14	その他	高所作業車	同僚が運転する高所作業車がバックしたところ、被災者に激突し、被災者が当該高所作業車の下敷きとなった。

広報

特自検Q&A

第16回

建設荷役車両安全技術協会 本部

皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返しいただいたもの等をQ&Aの形で紹介しています。

より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にいただければ幸いです。

1. 検査員の欠員について

Q 1 :

- (1) 当社は、2名のフォークリフト特自検検査員がいるのですが、その内の1名が長期入院してしまいました。

この場合、入院している検査員が業務に復帰するまで検査業務は行えないのでしょうか。

- (2) 当社は、2名の高所作業車特自検検査員がいるのですが、その内の1名が急きょ、退職してしまいました。

この場合、特自検業務は行えないのでしょうか。

A 1 :

- (1) 登録された機種について、専属で2名以上の検査員が在籍されていれば、そのうち1名の方が入院されていても検査は可能です。

ただし、その方の入院期間が長期となる場合には、安定的な検査業務を行うためにも、検査員の補充等を行うことが望ましいと言えます。

- (2) 検査員の人数については、以下のとおり、法令・通達で機械の種類ごとに最低2名と定められています。2名の検査員のうち1名が退職されると、本基準を満たさなくなり、検査機関としての登録が取消しされることになります。

検査業を継続したい場合は、管轄の労働局にご相談してください。

・安衛法第54条の3 第4項

第54条の3 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(2及び3省略)

- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、第1項の登録をしてはならない。

•登録省令（登録の基準）第19条の15

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務に行うために必要な数以上であること。

•通達（H10.3.26基発第131号）

第1号の「特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数」は次に掲げる機械等については2名とする。

- 1 動力プレス
- 2 フォークリフト
- 3 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）
- 4 車両系建設機械（基礎工事用）
- 5 車両系建設機械（締固め用）
- 6 車両系建設機械（コンクリート打設用）
- 7 不整地運搬車
- 8 高所作業車

•安衛法第54条の6

（検査業者の登録の取り消し）

第54条の6 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第54条の3第2項第1号又は第3号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第54条の3第4項の基準に適合しなくなったと認められるとき。
- 二 第54条の4の規定に違反したとき。
- 三 （省略）

註：回答中の枠囲みは「法令」を示します。

特自検に係るご質問をお待ちしています。質問が採用された方には、薄謝を進呈します。

質問は以下の方法でお寄せ下さい。

- メールにて（E-mail：koho@sac1.or.jp）
- FAXにて（FAX：03-3221-3665）

新型油圧ショベルSK135SR-7 製品紹介

津川 元*

1. はじめに

13t級油圧ショベルは重機ショベル国内需要の約40%を占める汎用性の高いクラスで、7t級ショベルより生産性が高く、20t級よりも狭所作業性に優れており、市街地や郊外の造成、河川など一般土木工事から産業廃棄物処理、建物解体、林業など幅広い現場で、また近年ではICT建設機械としても活躍している。

本稿では、「Performance × Design (パフォーマンス クロス デザイン)」をコンセプトに、ショベルの基本性能である掘削力や作業スピードの向上、多用途への対応などを体感できるPerformanceとキャブ内快適性の向上、堅牢かつ先進的な内外装のDesignを具現化した後方超小旋回油圧ショベルSK135SR-7（写真1）について紹介する。



写真1 SK135SR-7

2. 生産性向上

従来機で培った低燃費と低騒音に加えて作業効率を向上させるため、掘削負荷に応じた最適な油圧制御へ変更すると共に、バケットシリンダやバケットピン間距離を見直すことで掘削力を向上させ、従来機比でサイクルタイムを8%、燃費あたりの作業量を9%改善した。

13t級油圧ショベルは汎用性が高く、様々な用途で使用されるため、幅広い種類の先端アタッチメントが装着される。アタッチメントによって設定圧力や必要流量が異なることに加え、その重量や作動圧の違いから複合操作時の動きが変わってしまうため、容易な油圧設定変更や複合操作への改善要望があった。

SK135SR-7では、アタッチメントモードの選択数を従来機のバケット、ブレーカ、ニブラ（圧碎機等）に加え、回転グラップル、チルトローテータなど全11種類のアタッチメントモードを新規設定した。事前に各種設定項目をプリセットしておけば、モニター操作だけで最適なアタッチメントモードをセットすることができる。各アタッチメントモードは、各固有の操作性課題に対応できるサービス機能を設定し、流

* コベルコ建機株式会社 マーケティング事業本部 ショベル営業本部 カスタマーサポート部 サービス企画グループ長

量及び圧力をモニター操作でチューニングできる（写真2）。



写真2 アタッチメントモード及び流量設定画面

従来機同様にiNDr（Integrated noise & dust reduction cooling system）を踏襲することで、国内超低騒音基準を達成すると共に、ラジエーター手前に設置された脱着容易なiNDrフィルターにより、ラジエーターへの粉塵の侵入を抑えつつ、フィルターの清掃も短時間で行え、メンテナンス時間を削減できる。

従来機では、尿素水タンクを機械上部に配置していたが、SK135SR-7では尿素水を地上から給水できるレイアウト（写真3）に改善することで、尿素水給水作業時間を短縮させ、ピットインタイムを削減した。



写真3 尿素水の給水

3. 安全性向上

建設現場での安全要求の高まりへの対応として、左右、後方の3方向にカメラを標

準設定することで、各カメラの個別画像に加えて、3方向カメラの鳥瞰合成画面（イーグルアイビューシステム：NETIS登録）も10インチ大型モニター（後述4項、写真6）に表示させることで、オペレーターが周辺のより広い範囲を確認できるようにした（写真4）。

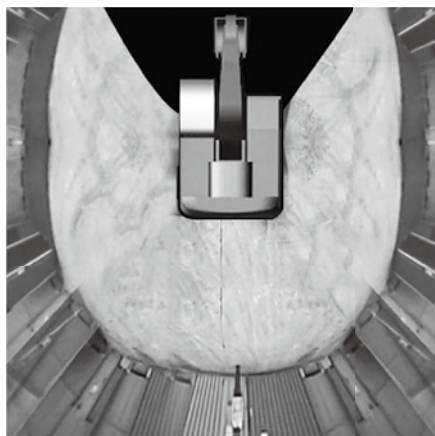


写真4 3方向カメラの鳥瞰合成画像

また、夜間作業での視界向上のため、照度の高いLEDを作業灯／前照灯に採用した他、シートベルトの装着を促すシートベルトアラーム表示を追加した。

盗難等のセキュリティ強化のため、エンジン始動時にパスワードを入力する設定機能も設けている。

4. 快適性向上

オペレーターに快適な空間を提供するため、サスペンションシートを標準設定すると共に、エアコンの風が効率よくオペレーターに当たるよう、背面から首元に向けた送風口を追加設定した（写真5）。また、エアコンパネルは直感的に操作がしやすいダイヤル式を採用し、夜間でも見やすいようにバックライトを設定した。

10インチ大型モニターを搭載し、必要な情報を読み取りやすく、さらに運転姿勢の

ままモニター操作が手元で容易にできるようにジョグダイヤルを設定した（写真6）。



写真5 キャブ内装



写真6 10インチ大型モニターとジョグダイヤル

5. 産廃専用仕様の新規設定

廃プラスチックや紙くず、木くずなど粉塵が多く発生する産業廃棄物処理現場では

作業環境が過酷で、ラジエーター目詰まりによるオーバーヒートの発生リスクが高く、ラジエーター清掃などの頻繁なメンテナンスが必要になってくるため、非効率な作業環境となっている。このような環境への対応として従来機よりiNDrフィルターにてラジエーターへの粉塵の侵入を抑えているが、産業廃棄物処理現場のように粉塵の極端に多い場所では、このiNDrフィルターの清掃頻度も高くなるため、改善が求められていた。

そこで、SK135SR-7産廃仕様機ではiNDrに加えて、油圧式のリバーシブルエンジンファン（図1）を採用することで、通常時のエンジン冷却風とは逆方向に風を流し、iNDrフィルターに付着した粉塵を外へ除去することができる機構とした。これにより、極端に粉塵の多い作業現場でもオーバーヒートを起こさずに連続稼働することができる。

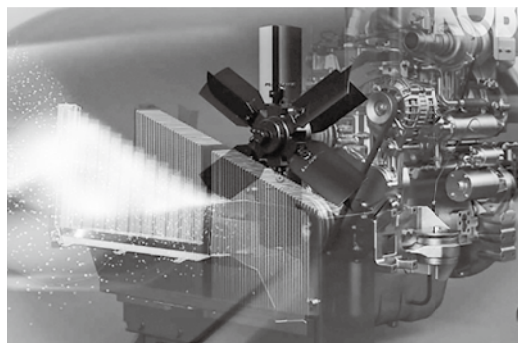


図1 リバーシブルファン

また、安全面への配慮から、エンジン冷却風の吸気口および排気口にゴミ等の浸入を防ぐメッシュガードを設定した。さらに、リバーシブルファンでiNDrフィルターから排出された粉塵がバッテリー上部に堆積しないよう粉塵トレイを設定し、容易に清掃できるようにしている。

産業廃棄物処理ではフォークなどのつかみ機を装着するが多いが、処理する対象物をつかむ際、バケットシリンダのロッドや配管を傷つけてしまい、油漏れが発生するケースがあった。

SK135SR-7 産廃仕様機では、シリンダのヘッド、ロッドを反転して搭載する内部配管倒立シリンダ（写真7）を標準設定した。反転搭載することでシリンダロッド損傷のリスクを軽減すると共に、シリンダロッド内にヘッド室/ロッド室行きの油通路（図2）を設けることで、先端アタッチメントから遠い位置にシリンダ配管を接続することができ、作業時の配管損傷のリスクも軽減した。

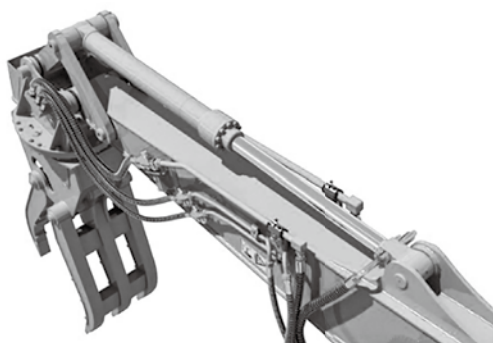


写真7 倒立シリンダ

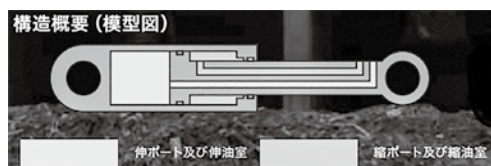


図2 倒立シリンダの油通路

その他、産業廃棄物処理現場のニーズに対応するため、旋回などの作業時に損傷しやすい機体右前部分を保護しながら、日常メンテナンスを阻害しない構造の大型ガー

ド（写真8）や、先端アタッチメントを手元レバーで操作できるハンドコントロールプロポーションナルレバーをオプション設定した。

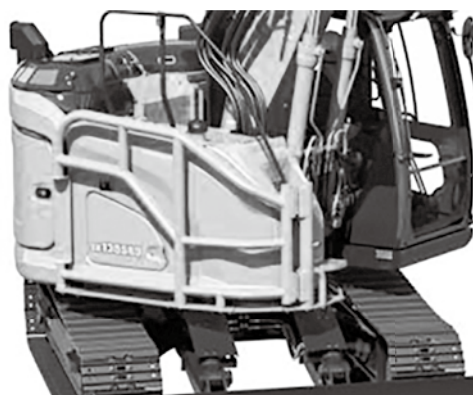


写真8 右前大型ガード

6. おわりに

本稿では主に車両単独での生産性・安全性・快適性の向上や特徴を紹介したが、国土交通省が提唱する「i-Construction」により今後は更にICTを活用した技術が建設機械やその周辺環境に導入される流れとなっており、当社としてもその流れを汲み、新技術の導入を進めている。

これに伴い車両の点検・整備においてはこれら新分野の技術への対応が必要となり、それに応えるサービス体制の構築なくしては、先端技術を有効に活用することはできない。

一方では整備事業においても労働者不足の課題も抱えている。新技術の恩恵を最大限に活用できるよう、技術とリソースの両立とそれを支える環境整備を継続していく所存である。

現場取材シリーズ

成瀬ダム堤体打設工事現場を訪ねて

事務局 水島 敏文

1. はじめに

令和4年6月の一、広報委員会では令和4年度の現場取材見学会として「成瀬ダム堤体打設工事」現場を訪問しました。今回の現場取材見学会は、コロナ禍の影響で3年ぶりの開催となりました。

「成瀬ダム堤体打設工事」の所在地である秋田県雄勝郡東成瀬村は、秋田県の東南端に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県に、南は宮城県に接しています。日帰りでの見学会は強行スケジュールとなりましたが、現場の素晴らしい取組みを紹介していただき、大変充実した取材見学会となりました。



工事事務所入り口（立派な看板）

2. 工事概要

成瀬ダムは、昭和58年に事前調査が開始されて以来約40年が経ち、2018年（平成30年）の本工事着工から現在5年目を迎えています。

工事名：成瀬ダム堤体打設工事（第1期）

発注者：国土交通省東北地方整備局成瀬ダム工事事務所

水系：1級河川 雄物川水系成瀬川

工事場所：秋田県雄勝郡東成瀬村椿川地内
施工：鹿島・前田・竹中土木特定建設工事共同企業体

工期：2018年5月9日～2023年3月20日（1,776日、約58ヶ月）

3. 成瀬ダムの概要

1) 成瀬ダムの目的

完成すると台形CSGダムとしては日本一の高さを誇る成瀬ダム。その成瀬ダムの大きな目的と役割は下記の5つです。

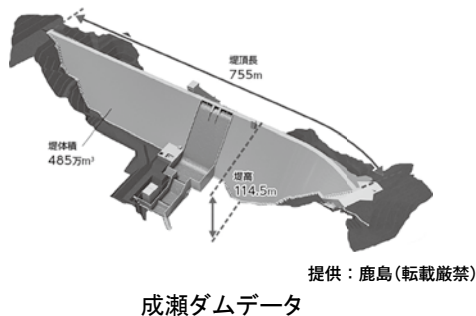
- 目的1 洪水被害の軽減（洪水調整）
- 目的2 流水の機能維持（渇水時の水量調整）
- 目的3 かんがい用水の補給
- 目的4 水道用水の供給
- 目的5 水力発電（最大出力5,800kw）

2) 成瀬ダムデータ（施工開始2018年5月時点）

天端	EL.532.5m(東北地方で最高)
堤高	114.5m(東北地方で4番目)
堤頂長	755.0m(東北地方で2番目)
堤体積	485万m ³

※本取材は基本的な感染対策を行った上で実施し、記念写真撮影時のみマスクを外しています

湛水面積 2.26km²
貯水量 7,850万m³



4. 現場見学

工事事務所到着後、まず会議室にて奈須野所長、大原次長（いずれも鹿島建設所属）より、工事概要等について説明を受けました。



工事概要等説明

工事概要、ダム諸元や工事ステップ等の説明があり、本工事の特長は以下のように伺いました。

- 現場発生材の砂礫とセメント、水を混合して造る台形CSGダム。
※CSGとは「Cemented Sand and Gravel」
- CSG打設には、複数の重機が自動で自律運転を行うA⁴CSEL®（クワッドアクセル）を採用。

その後マイクロバスに乗り込み、工事事務所より30分ほど離れた工事現場へと向かいました。アテンドは増村副所長、大原次長にいただきました。

1) 右岸天端展望台

見学は、右岸天端展望台からスタートしました。こちらより打設現場のすべてが一望できます。



右岸天端展望台より正面（左岸天端）を望む

2) KAJIMA DX LABO

続いて案内されたのが、右岸側サイトに開設されている「KAJIMA DX LABO」です。



KAJIMA DX LABO 全景



土木の未来への入り口

「KAJIMA DX LABO」は、成瀬ダム工事やA⁴CSEL®の概要だけでなく、鹿島建設が考える土木の未来等が体感・学習できる施設とのことです。

まずは、シアタールームで説明を受けたのち、各委員はタブレットを操作しながら成瀬ダムのジオラマやパネルに組み込まれたARを体感。その後、LABOの展望デッキで、工事中の堤体にタブレットをかざすと、ダムの完成形や放流の状況が視認できました。

各委員とも、そのリアルさに大変驚いている様子でした。



展望デッキ AR体感中の委員



タブレットに放流状況が！

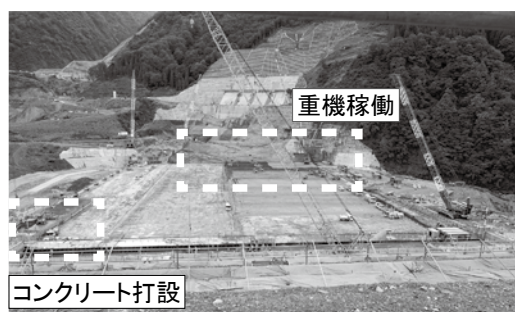
3) 打設現場

次は、CSG打設現場に移動しました。

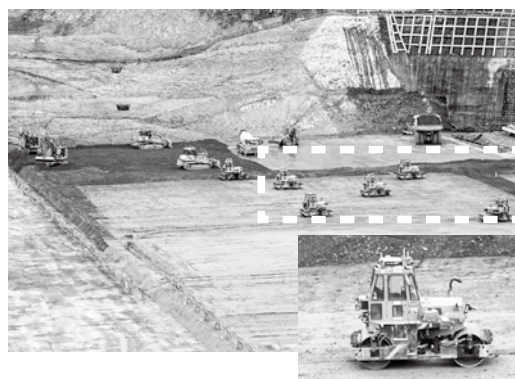
当日も、多くの重機が稼働中で、自律型自動ブルドーザの敷き均し作業は完了し、複数台の自律型自動振動ローラが、自動で転圧作業を実施していました。当然ながら

作業員の姿は見えません。

また、保護コンクリート等の打設作業も進捗していました。



打設現場全景
(写真奥で重機稼働)



自律型自動振動ローラ稼働中！



コンクリートを打設中

4) CSG製造プラント

最後に、CSG製造プラントに向かいました。

ここで製造されたCSGが重ダンプで打設現場へ運搬されます。

なお、この製造プラントは、プラント管理室で、複数のモニタを介し、常時監視され、一元的に管理されています。



CSG 製造設備



ダンプ投入ホッパー



管理室で説明を受ける委員

5. おわりに

今回、日本独自のCSG工法やICT施工「A⁴CSEL®」等の画期的な取組みを導入している成瀬ダムを見学させていただきました。

堤体CSG打設は30%程度進捗し、現在作業員約500名、JV職員約100名が2026年度の竣工を目指し、昼夜交代で作業を進められているとお伺いしました。すべての工事関係者が熱意・情熱そして工夫をもって、安全に、確かな品質のダムを作り上げようとする姿勢が見受けられました。

最後になりますが、今回取材見学会を受けいていただいた現場の奈須野所長、増村副所長、大原機電次長をはじめ現場関係者の皆さまには改めて深謝申し上げます。

委員一同、本工事が無事故、無災害で竣工を迎えられますよう、祈念いたしております。



記念撮影

成瀬ダム堤体打設工事 グラビア



成瀬ダム建設現場全景 手前側が将来のダム右岸

工事概要*	工事名	成瀬ダム堤体打設工事(第1期)	
	発注者	国土交通省東北地方整備局成瀬ダム工事事務所	
	水系	1級河川 雄物川水系成瀬川	
	工事場所	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川地内	
	施工	鹿島・前田・竹中土木特定建設工事共同企業体	
	工期	2018年5月9日～2023年3月20日(1,776日 約58ヶ月)	
成瀬ダム 計画諸元*	天端(最高地点の標高)	532.5m	東北地方で最高
	堤高	114.5m	東北地方で4番目
	堤頂長(最高地点の長さ)	755.0m	東北地方で2番目
	堤体積	485 万 m ³	
	湛水面積(湖面の面積)	2.26 ㎢	
	貯水量	7,850 万 m ³	

【*参照】 成瀬ダム堤体打設工事 鹿島・前田・竹中土木JV公式ウェブサイト
<https://www.narusedam.jp/overview/> (2022/07/01閲覧)

[写真はすべて事務局が撮影]



現場では右岸側からダム堤体の建設が進んでいる。
2022年5月下旬時点で全体の3割弱にあたる125.4万㎡のCSG打設が完了したという。
現場では55tダンプがひっきりなしにCSG材を製造プラントへ輸送していた。





現場に設けられたCSG製造設備は、管理室から常時管理されている。
訪問時はちょうど三つある製造ライン間の操作切り替えを実施している最中で、オペレータが無数のモニタを介しながら指示を次々と飛ばしていた。





CSG製造設備から堤体へCSGを直送するベルトコンベアは延伸工事を行っていた。
新しい輸送ラインが本格稼働すれば、堤体打設の速度はさらに向上すると伺っている。
現時点でCSGの運搬を担っているのは有人運転の55tダンプだ。





堤体に運搬したCSGは何層にも敷き固められる。堤体を見学したときは、屋根上の青い回転灯が点灯している振動ローラがA⁴CSEL®により自動運転中であつた。



KAJIMA DX LABO



展示パネルとARビューの妙味を活かし、ダム工事だけではなく周辺の自然や歴史について知ることができる。目の前をダンプが行き交い、向こう岸で大型クレーンが動く、現場に限りなく近い展望デッキに出れば森に囲まれた水瓶の未来の姿を先取りできるはずだ。



イラスト災害事例

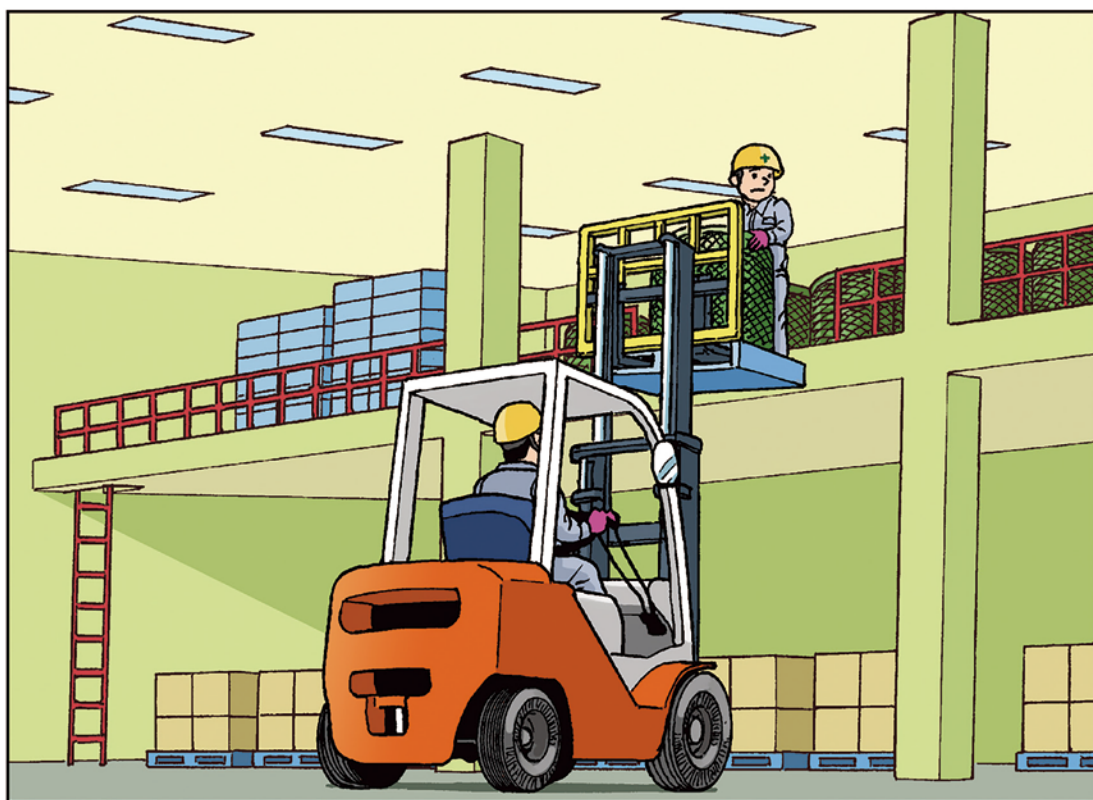
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車（特自検対象機械）の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

【分類】 起 因 物：フォークリフト 事故の型：墜落・転落

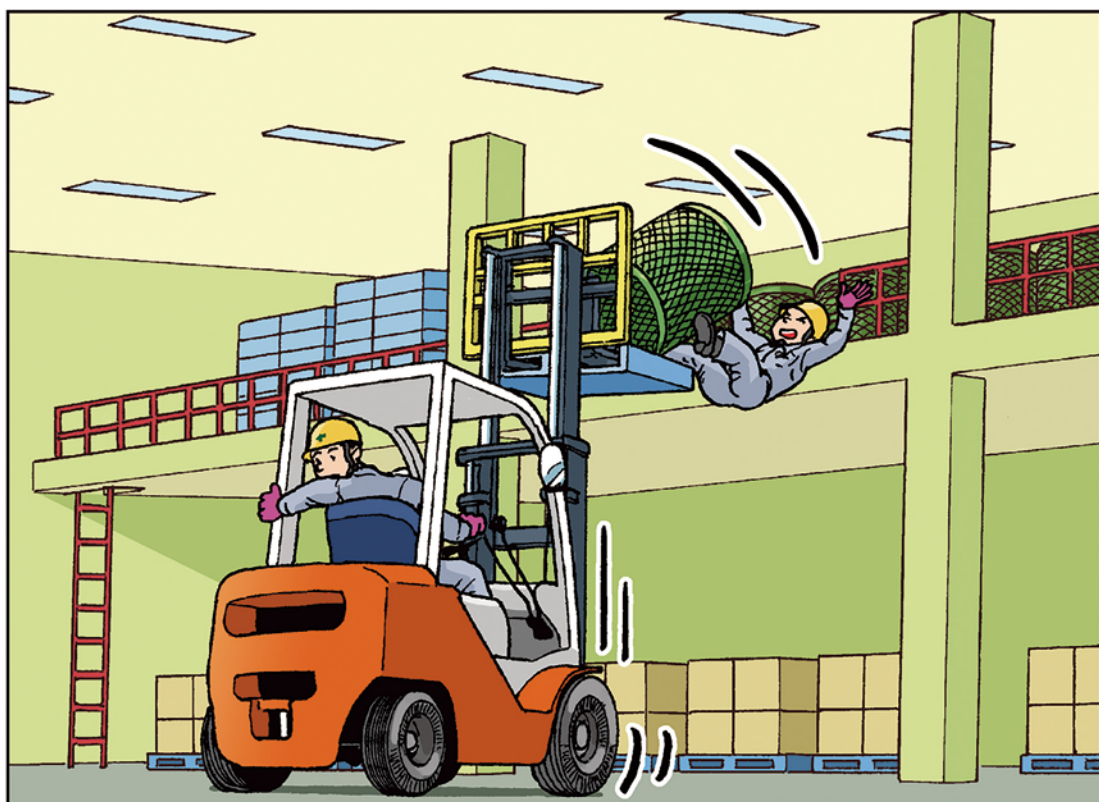
1-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

フォークリフトのパレットに乗って工場の中二階に登った作業者が、そこにあったカゴを降ろそうと、カゴを持ってパレットに乗り込みました。



1-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

作業者とカゴを降ろそうと、運転者がパレットを上げた状態でフォークリフトを後進させたところ、パレットに乗っていた作業者がカゴもろとも床面に墜落しました。



【災害発生防止のポイント】

- フォークリフトを作業者の昇降や作業用足場として使用しないこと。（用途外使用の禁止）
- 高い所にある荷物を上げ下ろしする際は、オーダーピッキングトラック（運転者が荷台に乗り昇降して荷役作業できるフォークリフト）、高所作業車や足場などの適切な機械・設備を使用し、高所作業の場合は、保護帽（ヘルメット）を着用し、墜落制止用器具（※）を使用する。

※墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

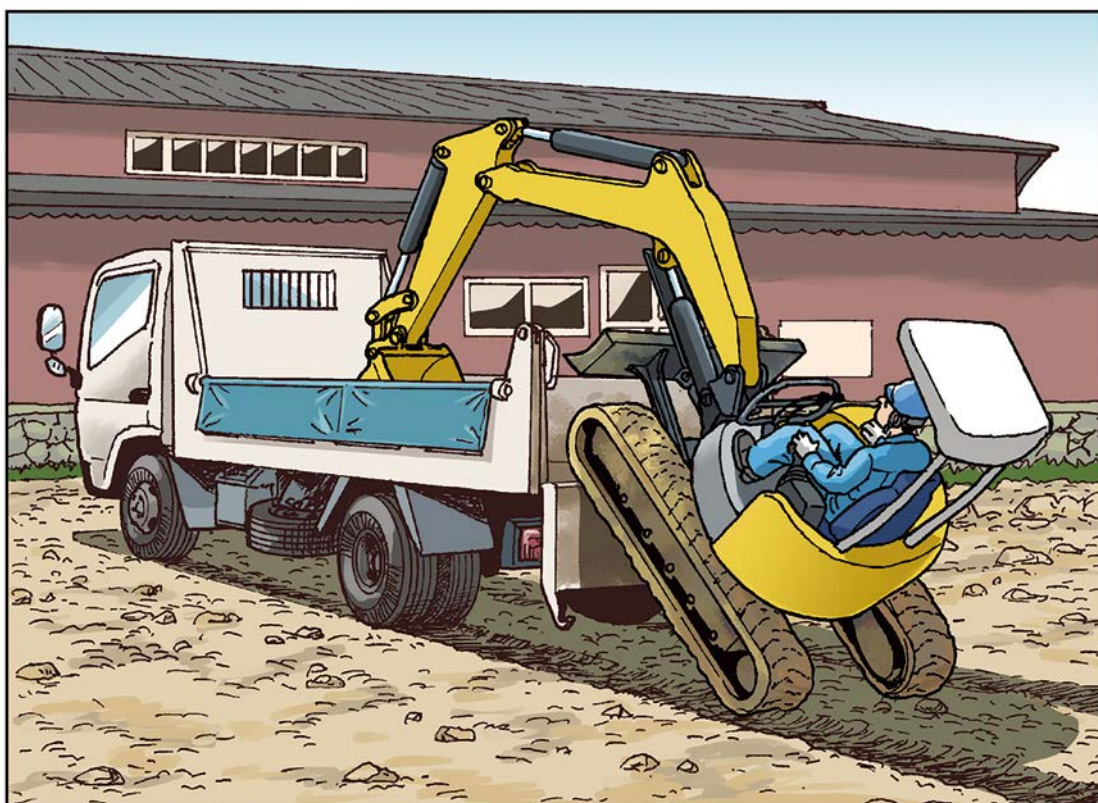
2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起 因 物：掘削用機械 事故の型：墜落・転落

2-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

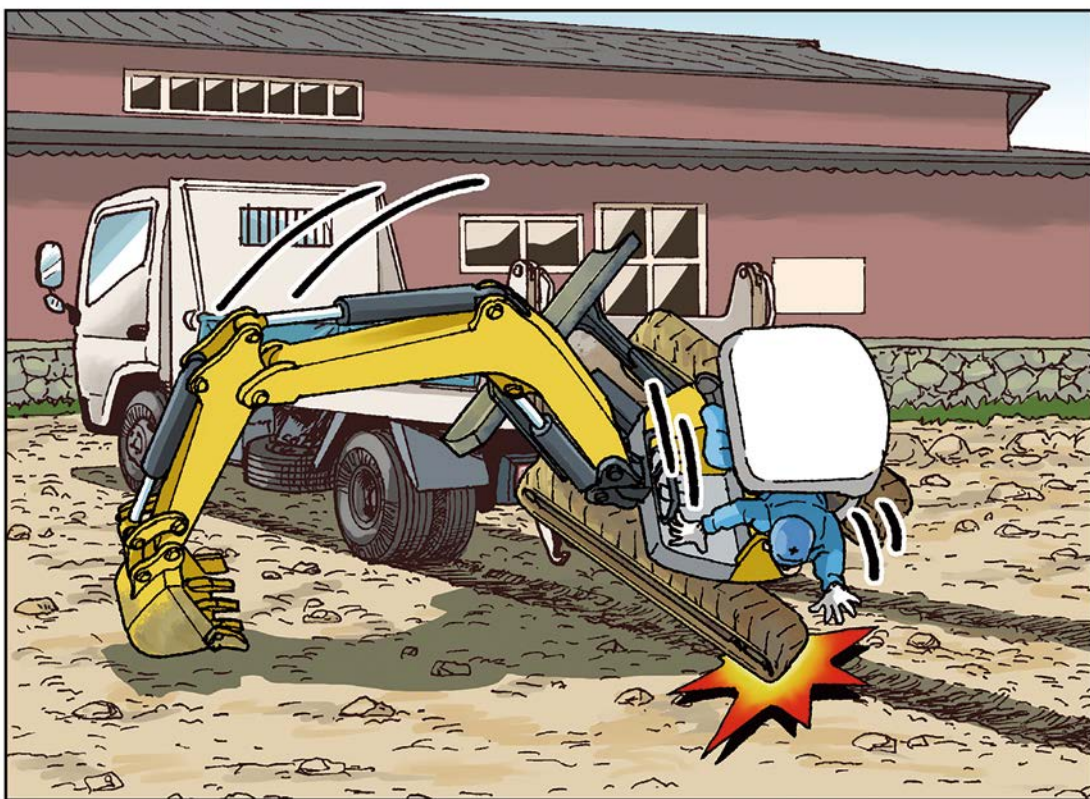
工事現場からドラグ・ショベルを返却するため、ダンプに積み込んでいます。

まずダンプの荷台にバケットを押しあて、ドラグ・ショベルのクローラ先端を持ち上げダンプの荷台にかけました。次いで180度旋回して、バケットで路面を押しつけながら、後側を上げて乗り込もうとしています。



2-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

旋回したところドラグ・ショベルがバランスを崩し横転、運転者が運転席から投げ出され、ドラグ・ショベルのヘッドガードと地面の間に頭部が挟まれました。



【災害発生防止のポイント】

- ドラグ・ショベル等を運搬する場合は、運搬車の最大積載荷重、荷台寸法などについて調査して適切な運搬車を選定すること。
- 車両の積卸しは、平坦で堅固な場所で、道板を使用する等の安全な作業方法で行う。
- 道板を使用するときは、十分な長さ、幅および強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付ける。
- ドラグ・ショベルの運転者はシートベルトを使用する。

みんなが知っておきたい！ インボイス制度と改正電子帳簿保存法

税理士・中小企業診断士 根津 信之

1. はじめに

前号では、インボイス制度の概要について、説明をしました。

インボイス制度が導入されるといろいろな問題が生じると考えられます。

そこで、今回はインボイス制度においてどのようなトラブルが想定されるか、事例を使って解説していきたいと思います。

また、消費税における事業者の区分には、以下の3つあります。

- ① 原則課税事業者（前々年度の売上5000万円超又は原則課税を選択した事業者）
- ② 簡易課税事業者（前々年度の売上5000万円以下で簡易課税を選択した事業者）
- ③ 免税事業者（前々年度の売上1000万円以下）

それぞれの事業者によって、想定されるトラブルも異なるため、ケース毎にその事業者の区分も記載をしています。

では、早速みていきましょう。

2. 社内でのトラブル事例

社内では、全社員がインボイスの理解をしているかどうか重要です。

インボイスの理解が進んでいない場合には、インボイスの回収に問題が生じる可能性が高いと考えられます。

- (1) ケース1：インボイスを貰わなかった場合のトラブル
(原則課税事業者のみ発生)

営業部のAさんと経理部のBさんの会話です。

・営業部のAさん

「取引先の社長と打合せをしたので精算してもらえますか？」

・経理部のBさん

「では、領収書を精算書と合わせて提出してください。」

・営業部のAさん

「わかりました。この商品はネットオークションで少し安く購入できました。こちらでも合わせて精算をお願いします。」

・経理部のBさん

「Aさん、この飲食店の領収書は登録番号がありませんよ。それと、ネットオークションで購入した分のインボイスもないのですか？」

・営業部のAさん

「インボイスは30,000円未満なら無くてもいいのですよね？」

・経理部のBさん

「違いますよ。インボイス制度では30,000円未満でもインボイスが必要になったのです。登録番号のない領収書等、インボイスが発行されないと、当社の消費税の負担が発生し、コストアップになりますよ。」

・営業部のAさん

「すみません。今後は気を付けます」

(ポイント)

インボイスは、仕入だけではなく、飲食も含め、全ての細かな経費まで対象に

なります。

免税事業者からの仕入・経費はコストアップにつながり、30,000円未満でもインボイスの保存が義務づけられています。

インボイス制度について、コストアップにならないよう、全社員で勉強会を開くなど、理解を深める必要があります。

(2) ケース 2：経理部で想定されるトラブル (原則課税事業者のみ発生)

インボイス制度が始まると、経理部では、事務処理が複雑化し、多くの労力が必要になります。

経理部のBさんは、インボイス制度が始まって、事務負担が多くなり、頭を抱えているようです。

• 経理部のBさん

「インボイス制度が始まって、登録番号がある領収書と登録番号がない領収書を分けるのが大変になった。

会計ソフトへの入力も、インボイスの有無を確認して入力しないといけないし、手間がかかるな。人を増やしてもらわないといけないかなあ」

• 経理部のBさん

「会計処理が複雑になるし、税負担が増えるし、できれば免税事業者とは取引してほしくないなあ。どうすればよいのだろう」

(ポイント)

インボイス制度が始まると、すべての取引につき、インボイスかどうかの判断が必要になります。

現在、会計で主流の税抜経理においては、インボイスがあるものとインボイスがないものでは会計処理が異なり、複雑化します。

取引数が多く、事務手間が増加する場合には、IT導入補助金等を利用し、会計や販売管理等のシステム化や、今後、導入が予定されている電子インボイスの検討も視野に入れると良いでしょう。

3. 社外取引におけるトラブル事例

社外取引のケースでは、最も影響を受けるのは、売上規模の小さい個人事業主の方です。

ここでは、個人事業主の方を例に中心にトラブル事例を取りあげます。

(1) ケース 3：インボイス登録番号におけるトラブル (免税事業者のみ発生)

• 取引先のEさん

「Dさん、インボイス制度が始まりましたね。インボイス送って貰えますか？」

• 個人事業主のDさん

「はい、わかりました。送ります。(インボイスって、なんのことかなあ)」

• 個人事業主のDさん

「調べて見よう…。請求書・領収書のことかな。この登録番号ってなんだろう？税務署に登録が必要なのだから、税務署の整理番号をいれておこう」

後日、取引先のEさんから電話がかかってきました。

• 取引先のEさん

「Dさん、インボイスの登録番号、違っていますよ。税務署から指摘されました。税務署の方が詳しく聞きたいって仰ってますよ。」

• 税務署員

「Dさん、インボイス登録をしないで、インボイスを発行した場合には、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金になりますよ。このようなことはしないでください。」

• 個人事業主のDさん

「大変なことになっちゃったなあ…」

(ポイント)

インボイス登録していない方が、インボイスに登録番号を記載した場合には、「インボイスに類似した書類の発行禁止」に該当する可能性が高くなります。

この類似した書類を発行した場合には、罰則があり、大きな問題に発展する可能性がありますので注意が必要です。

また、インボイスの要件に必要な情報を全て記載する必要があるため、手書きの領収書の場合、事務負担が増えます。

手書きのインボイスの場合には、全員がインボイスの要件を正しく理解しておく必要があります。

IT導入補助金等を使い、インボイスに対応できるレジ等、販売管理ソフト等の導入も検討するべきと考えます。

(2) ケース4：手書きのインボイス発行の
トラブル
(すべての事業者で発生)

• 食事を終えたお客さんFさん

「ごちそうさまでした。インボイスおねがいします。」

• 飲食店従業員のGさん

「インボイスですか、今作りますね…。
(手書きだと大変だなあ)」

• 食事を終えたお客さんFさん

「このインボイスなのですが、ここ間違っていますか？」

• 飲食店従業員のGさん

「そうですね。訂正しますね。」

• 食事を終えたお客さんFさん

「インボイスは、買い手側で修正や追記ができないので再発行してもらえますか？」

• 飲食店従業員のGさん

「わかりました。再発行をします。
(書き直しか、大変だなあ)」

(ポイント)

インボイスは間違えた場合、買い手で追記・修正ができないため、実質的に再交付が必要になると思われます。

(3) ケース5：取引前の値引き要請等の
トラブル
(免税事業者と原則課税事業者で発生)

• 大企業のHさん

「Iさん、インボイス制度ってご存じですか？」

• 個人事業主のIさん

「あまりよくわかっていません。私は消費税を支払っていないので、特に対応しなくても良いですよね？」

• 大企業のHさん

「Iさんがインボイス登録しないと、当社の税負担が増えるので、できればインボイス登録をお願いしたいのですが」

• 個人事業主のIさん

「そうですね、考えておきます。」

後日、Hさんから電話がかかってきました。

• 大企業のHさん

「先日、お話したインボイスですが、考えてくれましたでしょうか？」

Hさんがインボイス登録しないと、当社の支払う消費税が増加し、コストアップになってしまいます。Hさんがインボイス登録しないのでしたら、2%分を値引きしてもらえませんか？」

• 個人事業主のHさん

「値引きですか?!きちんとお話をさせていただきます。」

(ポイント)

得意先からのインボイス登録の要請自体は、独占禁止法等において問題は無いと考えられます。

ただし、一方的な値引き要請は、「優越的地位の濫用」に当たる恐れがありますから、話し合いが必要です。

また、双方が合意の上で、相手先の消費税の控除が出来なくなる分（令和5年10月1日～令和8年9月30日は、2%または1.6%）を考慮して値引きすることは、独占禁止法等に抵触しないと考えられます。

(4) ケース6：契約後の値引き要請のトラブル
(免税事業者と原則課税事業者で発生)

• 大企業のJさん

「Kさん、この仕事、こちらの金額でお願いできますか。契約書はこちらです。」

• 個人事業主のKさん

「わかりました。こちらで契約は完了ですね。では、詳細なスケジュールは後日、打合せをしましょう」

その後、無事、契約通りの仕事が終わりました。

• 大企業のJさん

「今回の仕事、無事終了しましたね。ありがとうございます。では請求書を送ってもらえますか?」

• 個人事業主のKさん

「わかりました。」

後日、Kさんからの請求書をみたJさんは、Kさんに連絡をします。

• 大企業のJさん

「Kさん、インボイスの登録番号がありませんが、インボイス登録はしていないのですか?登録していないなら2%分値引きしてください。」

そもそも免税事業者なら消費税を払っていないのだから、消費税を請求するのはおかしいのではないですか?」

• 個人事業主のKさん

「困ったなあ。値引きするしかないかなあ」

(ポイント)

契約後にインボイス登録していないことを理由に値引きを強要することは下請法等に抵触する可能性があります。

ですので、Jさんの言っていることは問題になる可能性があります。

後で問題にならないよう、契約の時点でインボイス登録が必要か・されているかどうかの確認をしておいた方がよいでしょう。

また、インボイス制度後においても、免税事業者が消費税相当分を請求すること自体は、法的には問題がありません。

取引先が支払った消費税分が利益になることが明確になるので請求しづらくなることと、「インボイスに類似した書類の発行禁止」との関係から、消費税額を記載せず、対価に含めることとなるケースが多いと思われます。

(5) ケース7：新規顧客獲得時におけるトラブル
(免税事業者のみ発生)

• 個人事業主のLさん

「今回のプレゼンを頑張って、新規の取引先を獲得するぞ!」

- 大企業のMさん

「Lさん、プレゼンありがとうございました。見積書を見せていただけますか？」

確認なのですが、Lさんはインボイス登録されていますか？」

- 個人事業主のLさん

「インボイス登録はまだしていません。様子を見ています。」

- 大企業のMさん

「わかりました。ありがとうございます。」

その後、Mさんから連絡があり、免税事業者との新規の取引は控えたいとの連絡がありました。

(ポイント)

インボイス制度移行後に免税事業者のままでいることは、原則課税事業者からすると、将来2%～10%のコストアップにつながります。

このことから、免税事業者は新規の契約が難しくなる可能性があります。

(6) ケース8：インボイス登録申請の提出期限のトラブル
(すべての事業者で発生)

- 取引先のNさん

「来月からインボイス制度始まりますね。インボイスの発行、お願いします。」

- 個人事業主のOさん

「わかりました。」

- 個人事業主のOさん

「インボイスは、税務署に登録しなければならないのか。Nさんからの依頼だから

仕方ない。登録するか…。

あれ？令和5年3月31日までに登録しなければならなかったのか。間に合わないなあ。どうしたらよいのだろう」

(ポイント)

今後の税制改正にもよりますが、インボイス登録は令和5年3月31日までに登録しなければ、インボイス制度開始の令和5年10月1日までに間に合わないこととなっています。

この後にも提出は出来ませんが、インボイスが発行できない期間が生じますので、できるだけ令和5年3月31日までにインボイスを発行するかどうかを決定した方が良くと考えられます。

4. おわりに

いかがでしたか？

インボイス制度は、まだまだ認知度が高いとは言えず、様々なところでトラブルが発生する可能性が高いと考えられます。

経営者・経理部以外の社員の方も、インボイスに対しての理解を深める必要があります。

従業員全員を集め、勉強会を開くなど社内に対応していきましょう。

また、売上先など社外の取引先への対応も並行して進め、なるべく問題が生じないよう特に主要な取引先とは話し合いを進めていくのが良いでしょう。

今回は、これらのトラブルが生じないよう具体的な対応策をご説明する予定です。

第73回

我が社のセールスポイント

愛知県支部
レンテック大敬株式会社

「我が社のセールスポイント」は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞企業に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載していただき、労働災害防止活動や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上を図ることを目的としています。

261号から、令和4年度の実業企業を紹介していますが、今回は愛知県支部のレンテック大敬様に執筆をお願いいたしました。

1. はじめに（沿革、特色）

当社は昭和47年7月に、建設機械の修理、販売を主として、先代社長の矢野博敬が豊橋市に設立した大敬建機工業をルーツとしています。謙虚、誠実、感謝を社是とし地域密着型の店舗展開ときめ細やかな対応で業容を拡大して参りました。

昭和54年に大敬リースを設立。修理工場から創業した当社が、東三河地区でいち早く、技術力のあるレンタル会社としてスタートしました。

その後、平成18年に大敬建機工業と大敬リースを統合し、現在のレンテック大敬株式会社が誕生しました。現在は3代目社長として、創業者の長女の嵩（かさみ）明美が代表取締役を務めています。

令和4年7月現在、愛知県内にレンタル15拠点、販売サービス工場6工場、仮設事業部3店舗、イベントレンタル1店舗。静岡県内にレンタル2拠点、仮設事業部1店

舗。岐阜県内にはレンタル3拠点、三重県にレンタル1拠点を展開するまでになりました。

創業50年が経過した今も、地域密着を基軸とし、お客様の利便性を第一に考えた商品とサービスを取り揃えた「総合力」を強みとしております。

2. 会社概要

(1) 概要

名 称：レンテック大敬株式会社

所在地：愛知県豊橋市大岩町字岩田11-1

設 立：昭和47年7月5日

代表者：代表取締役社長 嵩 明美

資本金：1億円

売上高：112億円（2021年9月期）

従業員：370名/内整備士資格110名

営業所：愛知県内23ヶ所

静岡県内3ヶ所

岐阜県内3ヶ所

三重県内1ヶ所



レンテック大敬本社社屋

(2) 登録

愛知県検査業者登録 昭和54年 9 月
登録機種

- フォークリフト
- 車両系建設機械
(整地、積込み、運搬、掘削、解体)
- 基礎工事用機械
- 締固め用機械
- 高所作業車
- 不整地運搬車

(3) 特定自主検査の実施

- 2 級建設機械整備士 80名
- 1 級建設機械整備士 30名
- 特級建設機械整備士 1 名

- 高所作業車検査員 63名
- フォークリフト検査員 52名
- クレーン検査員 106名

• 2021年度特自検実施台数

検査業検査台数	2,750台
事業内検査台数	2,200台

3. 安全管理の取り組み

当社の検査業工場であるメンテナンス事業部は5工場を展開しており、車検工場は指定自動車整備事業を取得しています。

メンテナンス事業部では安全への取り組みとして以下3点を推進しています。

(1) 6S活動

通常の5S活動にプラスして整備活動を追加し、手持ち工具、サービスカーの積載工具類など乱雑になりがちな道具の物品愛護と整備を徹底しています。作業環境を整える事で、安全意識が生まれ、ひいては高品質の修理が実現されています。



6S掲示板

(2) 社内安全大会の開催

毎年、7月1日より全国安全週間にあわせ社内の安全大会を開催しています。時節柄、熱中症予防の呼びかけを行う一方で、過去の社内の労災事例を題材に、原因、注意点、改善点などを自分事として具体的に考える場を作っています。

(3) 安全標語の掲示

毎年、サービススタッフ全員がオリジナルで安全標語を考えて提出、その中で12件を選出して、月替わりの安全標語を決定。社内の作業場所への掲示とともに、HP上でも広く公開し、社員の安全意識向上を図っています。

4. 整備・検査のポイント

当社ではお客様のニーズにお応えするフル装備のサービスカーを34台配置。検査機

器と最新のエンジンツールも導入。現場でパソコンを接続して尿素トラブルの解消やDPF強制再生など、トラブルシュートから修理完了までをメーカーに依存せず、スピード対応で顧客満足度を高めています。



豊橋サービス工場全景

年次検査記録表も当社オリジナルの電子記録表を開発。検査者の作成の手間、事務負担を最大限取り除き、実施月の翌月10日には郵送できる体制を整えています。



オリジナル電子年次検査記録表

5. コンプライアンスの取組

当社の検査業務に関するコンプライアンスとして、毎年能力向上教育、実務研修、安全教育（ショベルロード等）など、各種教育へ積極的に参加し、検査員の意識高揚、検査業務の精度向上に役立てています。社会規範、会社理念に沿い、真摯に検査を実施して地域に安全を提供できるように日々努めております。

6. 技術開発、改善のポイント

当社は、レンタル機械を多数保有しているため、日々、出入庫点検に追われています。そんなサービスマンの整備業務のつづやきから商品開発がスタートし、今年商品化に繋がった自慢の逸品があります。

その名も「ルブラック」。

高所作業車、トラック積載型クレーン伸縮ブーム側面にスプレーするだけで、簡単速攻メンテナンス完了。レンテック大敬オリジナル商品として販売を開始しました。

現場から意見を吸い上げ、自由な発想で困りごとを解決するこうしたプロジェクト活動が我が社の強みだと感じています



ブーム用潤滑剤「ルブラック」

7. 社内研修のポイント

当社では無資格作業の禁止を現場へ通達しており、新入社員の配属前研修には特別教育（小型車両、ローラー、高所、フルハーネス、自由研削、天井クレーン、以上6種）、安全衛生教育の刈払機までをすべて自社の教

育機関で修了させてから現場に配属しています。近々では社内で技能講習の開始も予定しており、無資格作業防止に寄与できます。



1 フルハーネス型 墜落制止用器具を用いて行う作業
 学科 4.5 時間 / 実技 1.5 時間 / 1 日間
 [11,000 円 (税込) / 1 名]

2 小型車両系 建設機械
 31 未満
 [整地・運搬・積み及び掘削用]
 学科 7 時間 / 実技 6 時間 / 2 日間
 [15,000 円 (税込) / 1 名]

3 クレーンの運転 51 未満
 学科 9 時間 / 実技 4 時間 / 2 日間
 [15,000 円 (税込) / 1 名]

DAI EI GROUP レンテック大敬 特別教習始めました!
 ※講習料会・出張費・開催場所等は人数に応じてご相談下さい。
 詳しくは下記又は担当営業マンまでお問い合わせください

4 自由研削砥石の取替等
 学科 4 時間 / 実技 2 時間 / 1 日間
 [11,000 円 (税込) / 1 名]

5 高所作業車運転 10m 未満
 ※自動車免許も持てる方は、学科 1 時間免除
 学科 6 時間 / 実技 3 時間 / 1.5 日間
 [15,000 円 (税込) / 1 名]

6 ローラー締固め用
 学科 6 時間 / 実技 4 時間 / 1.5 日間
 [15,000 円 (税込) / 1 名]

特別教育ポスター

また、当社ではサービススタッフの技能、知識、接客対応能力向上のため、全社を巻き込んだ「サービスコンテスト」を開催しています。4年に1回の技能オリンピックとして過去5回の開催実績があります。

重機レンタル、メンテナンス、仮設、イベントレンタルの各部門・各職場において若手が競いあいながらスキルアップすることで、より前向きに職務に取り組んでいます。

また、競技結果のフィードバックは彼らの行動改善と成長にもつながっています。



サービスコンテスト学科試験



サービスコンテスト溶接競技

8. 環境への取組

当社では、消費電力の削減を目指し、照明のLED化を、全工場及び事務所で進めています。また油圧ショベルで排出される廃ゴムクローラーの適正処理を目指して、トピー実業さんとタッグを組み、野積みの山になっていた問題を解決しています。その他にも、廃油、LLC、廃バッテリー産業廃棄物、油脂混汚泥などの適正処理を確実に行っています。

地域社会への貢献としては、毎月各サービス工場周辺を全員で清掃する「クリーン活動」を5年以上継続しています。



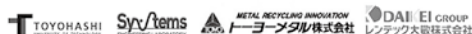
クリーン活動

9. 産学連携

当社、お客様、豊橋技術科学大学との産学連携により、油圧ショベル自動運転化への取組を数年前より開始しておりましたが、本年3月に「金属リサイクル原料の自動搬送省力化システム」としてリリースされました。



実験環境 レンテック大穀(株)



ショベル指令値の生成



産学連携「油圧ショベル自動化運転」

10. おわりに

私たち整備業を取り巻く環境は、近年のIT化により大きく変化しています。

日進月歩で進化する建設機械。技術革新も目まぐるしく、知識も技術もスピードがなければ、時代遅れで取り残されてしまいます。

経験だけ、無言の背中で教える職人は化石。

整備士を革新的スピードで育成する施策を模索していますが、妙案はなし。

それでも「お客様のために」何が出来るとかを主体的に考えるサービスマンの育成が最も重要である事は社内共通認識になっています。

社会的信頼を守るコンプライアンス。

建設荷役車両安全技術協会の会員企業として特自検の普及、推進、適正実施を重点に取組み、その責任を完遂していきたいと思っています。

[支店技術統括部 部長 都築 俊幸]

製品紹介

製品名	有線式電動油圧ショベル「PC138USE-11」	コマツ
発売年月	令和4年8月	

■概要

コマツは、有線式電動油圧ショベル「PC138USE-11」を本年8月より発売しました。当該機は、電動油圧ショベルを連続して長時間使用したいというお客さまのニーズに応えることを目的に、これまでコマツが培ってきた技術をベースにエンジン駆動式と同等の作業性能を発揮しつつ“排出ガスゼロ”や騒音・排熱の大幅低減を実現しています。また国内導入した有線式電動油圧ショベルとしては、2021年7月発売の「PC78USE-11」に続く、二機種目の展開となります。

■主な特長

1. 環境性、経済性

- 電気モーターを駆動源とし人と環境にやさしい“排出ガスゼロ”を実現

稼働現場での“排出ガスゼロ”によりクリーンな作業環境を実現します。車両周辺の環境に優しく工場内での産廃処理や自動車・家電解体作業など、電源（三相交流400V）が確保できる現場で幅広く活躍します。

- エンジン車に比べランニングコストが安く経済的、メンテナンスの手間も大幅に削減

使用する電気代は軽油代より安く、ランニングコストを低く抑えることができます。加えて日々の燃料補給や、エンジ

ンオイルの交換、その他フィルター類の交換などメンテナンスの手間も大幅に削減でき、お客さまの生産性・収益力向上に貢献します。

2. 快適性・安心

- エンジンによる振動がないのでオペレーターの疲労低減

エンジンを搭載していないので、オペレーターに伝わる振動が大幅に軽減されました。

- 車体からの排熱低減で作業環境を快適化

エンジンを搭載していないので車体からの発熱量が少なく、車体周囲に熱影響を与えにくいことから作業環境の改善に貢献します。また、ホコリが多い産廃工場などでのオーバーヒート対策・車両火災対策にも有線式電動ショベルは有効です。



有線式電動油圧ショベル「PC138USE-11」
※写真には一部オプションが含まれています

■主な仕様

項目	単位	PC138USE-11有線式電動油圧ショベル
機械質量	kg	13,100（バケットレス）
定格出力	50Hz	kW/rpm
	60Hz	
		55/1,480
		55/1,780
モーター名称	-	全開外扉型三相誘導電動モータ
起動方式	-	スターデルタ起動
モーター駆動電源	V	三相AC400V
定格電流	A	125
最大消費電力	kVA	61.25
電源ケーブル	太さ	sq
	芯数	
		60
		4
キュービカル設備の容量		150kVA以上を確保ください

■問合せ先

コマツ サステナビリティ推進本部
コーポレートコミュニケーション部
〒107-8414 東京都港区赤坂 2-3-6
TEL：03-5561-2616
URL：<https://www.komatsu.jp/ja>

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製 品 名	マテリアルハンドリング機「SH235XLC-7」	住友建機株式会社
発売年月	令和4年7月	

■概要

住友建機株式会社は、特定特殊自動車排出ガス規制2014年基準に適合した、新型マテリアルハンドリング機（SH235XLC-7LM/EC/MF）を7月20日に発売しました。

SH235XLC-7をベースマシンとしたこの新型マテリアルハンドリング機は、狭い現場にもスマートに対応する作業性能、長時間稼働に適した快適性能、現場の安全をサポートする安全性能などを実現しています。

マテリアルハンドリング機は油圧ショベルに発電機と制御盤を搭載し、アーム先端部にマグネット（金属吸着用）やグラブプル（非鉄金属用）を装着することで、大量のスクラップを短時間に効率良く扱うことが出来る機械です。作業状態が見やすいようにキャブがエレベーター式に昇降し、最適な作業ポジションを得ることができます。キャブは作業中も揺れを抑えるように設計され、安全、安定した作業が可能です。

メンテナンス面では、住友建機独自の遠隔稼働管理システムのG@Nav（ジーナビ）を標準装備し、機械の安心稼働をサポートします。

■主な特長

1. 作業性能

- (1) エレベーターキャブ上昇時の目線が高く、視界性を確保することで作業効率が向上
- (2) 機械の前端・後端半径が短く、狭所や障害物の多い現場でもスムーズな作業が可能

■主な仕様

		SH235XLC-7LM	SH235XLC-7MF	SH235XLC-7EC
運転質量	kg	29,600 ^{※1}	29,900 ^{※1}	26,200 ^{※2}
定格出力 (ファンなし)	kw/min ⁻¹	119.3/1,800	119.3/1,800	119.3/1,800
マグネットサイズ	mm	φ1,370	φ1,170	-
発電機出力	kVA	20	20	-
マグネット能力（嵩比重1.3）冷時	kg	920	595	-
作業範囲	最大作業半径	mm 8,570 ^{※3}	9,170 ^{※3}	8,400 ^{※4}
	最大作業高さ	mm 8,180	9,240	9,440
	最大作業深さ	mm 5,910	5,330	5,180
	アタッチメント 最小旋回半径	mm 2,310	2,430	2,520
寸法	後端旋回半径	mm 1,790	1,790	1,790
	全長	mm 8,850	8,920	8,830
	全幅	mm 3,340	3,340	3,340
	全高	mm 3,310	3,310	3,290

※1：運転質量はマグネットを含みます

※2：運転質量はエンドアタッチメントを除きます

※3：作業範囲はマグネット中心となります

※4：作業範囲はアーム先端のピン位置となります

- (3) キャブ干渉防止機能を見直し、作業範囲の拡大を実現

2. 快適性能

- (1) 作業機の起動・停止時のショックを軽減しキャブの揺れを防止、オペレータの疲労が軽減
- (2) グラブプル閉じとの複合動作でも作業機のスピードが落ちず、快適な作業を実現

3. 安全性能

- (1) 当社独自のFVM（フィールドビューモニター）を標準装備、230度の広角と上空からの俯瞰画像により安全確認が容易に可能
- (2) キャブ干渉防止機能、キャブ落下防止弁、キャブ緊急降下装置、大型アンダービューミラーを標準装備し、安全性を強化

3. メンテナンス性能

- (1) 遠隔稼働管理システムのG@Nav（ジーナビ）を標準装備
マグネット故障診断機能により、万一の本体およびマグネットのトラブルにも素早い対応が可能
- (2) ラジエータ前面の防塵ネットは取り外ししやすいグランドアクセスを実現し、清掃性が向上



マテリアルハンドリング機「SH235XLC-7」

■問合せ先

住友建機販売（株）営業企画部
TEL 090-9001-6446

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、関連商品及び検査測定器です。

製 品 名	次世代大型油圧ショベル 2機種	キャタピラージャパン合同会社
発売年月	令和 4 年 7 月	

■概要

キャタピラージャパン合同会社は、この度Cat 336及び340 油圧ショベルを 7月28日より発売を開始しました。

土木や碎石場など、様々な現場で稼働するため、現場に合った下部走行帯やカウンタウエイトなどが選択できる仕様を準備しています。標準装備のCat ペイロード計量システムは、バケット掘削量とトラック積込み量をタイムリーに計量・記録し、過積載や過少積載の予防となり、また、現場の生産管理が容易になります。

なお、今回発売する 2 機種共にオフロード法 2014年基準に適合しています。

■主な特長

1. 生産性、耐久性

(1) 生産性向上

従来機と比較してエンジン馬力を336では13%、340では10%向上しています。340では下部走行帯の選択肢を拡げ、ロング・ワイドでは掘削性能や安定性が増すことで生産性向上に寄与します。これらの特長により、336については従来機336GC比で最大13%、340は従来機336比で10%もの生産性の大幅な向上が実現しています。

(2) 耐久性最大 2 倍^(*)

碎石や鉱山での積込みや大型土工工事で要求される高い耐久性に応えるため、アーム、ブーム、スイングフレーム、カーボディ、トラックリンク、シリンダ、作業機板厚の耐久性を強化。ボトムガード・スィベルガードを標準装備。各構造物の耐久性が向上し、より強靱なマシンとなっています。

(*) 1 336 は従来機336GC、340は336との比較)

2. CatConnect テクノロジー

(1) ペイロード計量システムCat Production Measurement (CPM)を搭載。ブーム・アームを停止させることなく、正確に積荷の重さを計測することが可能です。作業をしたまま持ち上げ旋回中に計測します。

(2) 作業範囲制限機能：E-フェンスを搭載。設定した角度に近づくと旋回の動きを自動停止します。これにより、旋回による接触や衝突のリスクを低減。

■主な仕様

	336	340	
運転質量	kg	34,200	35,700
バケット容量	m ³	1.4	1.5
エンジン名称	CatC7.1 ディーゼルエンジン	CatC9.3B ディーゼルエンジン	
総行程容積	ℓ	7.01	9.3
定格出力/回転数	kW/min-1	223/2,000	258/1,900
全長	mm	11,140	11,140
全幅(トラック全幅)	mm	3,290	3,290
全高	mm	3,370	3,380
旋回後端半径	mm	3,530	3,530

(3) 積込み時に旋回操作を往復するような作業で旋回が自動的に停止する「旋回アシスト」機能を搭載。停止前の減速で荷こぼれを防止します。

(4) プロダクトリンクやVisionLink® (ビジョンリンク)を利用することで、車両の位置や状態を把握し適切な機械管理が行え、燃料消費量やアイドル時間時間の分析によるコスト削減も可能です。CPMの積載データ管理もプロダクトリンクで行えます。

(上記CatConnectテクノロジーはすべて標準装備です)

3. 安全性

(1) 車両後方と右側方をサポートするカメラを標準装備。オプションの360度ビューシステムにアップグレードすると、油圧ショベル全周の良好な視界を確保して、油圧ショベル周辺の障害物や作業者を 1 つの画面で容易に確認できます。

(2) 標準装備の転倒時運転者保護構造 (ROPS, Rollover Protective Structure) は、ISOの規格に適合しています。

4. メンテナンス性^(*)

(1) メンテナンス間隔の延長やメンテナンス作業の更なる容易化により、メンテナンスコストを低減しています (10,000時間稼働時)。

(2) 燃料フィルタの交換間隔は従来の500時間から1,000時間に延長し、メンテナンスにかかるコストと手間を低減しています。

(*) 1 336 は従来機336GC、340は336との比較)



Cat® 336 油圧ショベル

■問合せ先

キャタピラー

GCI マーケティング イノベーション

〒220-0012 神奈川県横浜西区みなとみらい 3 丁目 7-1

TEL. 045-682-3553

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

製 品 名	後方超小旋回型油圧ショベル オフセットブーム仕様機「ZX135USOS-7」	日立建機株式会社
発売年月	令和 5 年 2 月	

■概要

日立建機株式会社は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」2014年基準に適合した13tクラスの後方超小旋回型油圧ショベルオフセットブーム^{*1}仕様機ZX135USOS-7（標準バケット容量0.45m³、運転質量15.7t）を、日本国内向けに2023年2月1日より発売します。

^{*1} ブームを左右にスライドさせ、正面を向いたままアーム・バケットの位置を左右に移動した掘削が可能になる。

オフセットブーム仕様機は壁や塀、ガードレール、歩道などに沿った側溝掘りや管路の掘削をスムーズに行うための機械で、後方超小旋回型のコンパクトな車体を生かして、狭小地での建築基礎工事や宅地造成、上下水道工事の施工に適しています。日本国内では、労働人口の減少や高齢化に伴い熟練オペレータが減少傾向にあることから、経験の浅いオペレータでも安全に操作し、作業効率を維持する機能など、さらなる作業効率の向上が求められています。

■主な特長

1. バケットがブレードに接触する前に停止する「ブレード前範囲制限機能」

現場の特徴に合わせて、車体に標準装備しているブレードに対し、バケットを引き寄せられる範囲をあらかじめ設定し、バケットとブレードの接触を避けることができます。この機能の設定は運転室内のモニター上で行えて、手元にあるスイッチで容易にON/OFFの切り替えが可能です。

■主な仕様

項目	ZAXIS 135USOS-7
標準バケット容量 (m ³)	0.45
運転質量 (t)	15.7
エンジン定格出力 (kW/min ⁻¹)	74
最大掘削半径 (mm)	7,660
最大掘削深さ (mm)	4,750
最大掘削高さ ^{*3} (mm)	8,700
最大ダンプ高さ ^{*3} (mm)	6,270
旋回速度 (min ⁻¹)	13.3
走行速度 (最高/最低) (km/h)	5.2/3.1
全長 (輸送時) (mm)	7,490
全幅 (輸送時) (mm)	2,490
全高 (輸送時) (mm)	2,870
後端旋回半径 (mm)	1,490

注) 単位は国際単位系 (SI) による表示。

^{*3} : シュエラグ高さを含まず。

2. バケットと運転室の接触を自動回避する機能「オートマルチーノシステム」

バケットが運転室に接近すると、フロントを止めることなくスムーズに自動制御して、運転室との接触を回避します。

3. フロントの動作範囲をあらかじめ設定する「エリアコントロール（フロント範囲制限システム）」

フロントの動作範囲をあらかじめ設定する機能で、フロントが上下方向に動く高さと深さ、左右方向に動くオフセット量の制限を設定できます。この機能は運転室内のモニター上で設定が可能です。

4. バケットの位置を運転室内のモニターに表示
バケットの位置を運転室内のモニターに表示することで、オペレータは運転席にいながら大まかなバケットの位置を把握することができます。

5. ワイドな掘削範囲

小旋回を優先したフロント形状ながら、ワイドな掘削範囲を確保しました。13tクラスでは最大^{*2}の最大掘削半径、最大垂直掘削深さ、掘削高さを実現しています。

^{*2} 2022年7月時点、日立建機調べ。



後方超小旋回型油圧ショベル オフセットブーム仕様機「ZX135USOS-7」

■問合せ先

日立建機株式会社
ブランド・コミュニケーション本部
広報・IR部 広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号
電話：03-5826-8152

※ 編集の都合により、ニュースリリース記載内容の一部を省略することがあります。掲載は無料です。

製品名	小型振動ローラ向け衝突被害軽減アシスト装置	日立建機株式会社
発売年月	令和4年10月	

■概要

日立建機株式会社は、国土交通省排出ガス対策型建設機械指定機である小型振動ローラ ZC-5シリーズ*のオプションとして、作業中に障害物を検知した際に、車体速度と物体までの距離に応じて、段階的に衝突被害の軽減を支援する「衝突被害軽減アシスト装置」（以下、本装置）を、日本国内向けに2022年10月より発売しました。

*対象機種：コンバインド振動ローラ2機種（ZC50C-5、ZC35C-5）、タンデム振動ローラ2機種（ZC35T-5、ZC50T-5）

締固め機械は作業時に車体周辺に作業者が多く、接触による事故発生リスクが高いことから、安全性の向上が課題となっています。本装置を小型クラスの締固め機械にも展開してラインアップを拡充することで、お客さまの現場のさらなる安全性向上に寄与します。

本装置は、ミリ波レーダで物体を検知し、車体の速度と検知物体までの距離に応じて3段階での警告、制御を行います。運転室内のモニター表示や回転灯・ブザー音で、オペレータや周囲の作業者に警告するほか、車体と物体の距離が近接した場合は、油圧ブレーキを自動制御して車体を減速あるいは停止することで、衝突被害の軽減を支援します。

■主な特長

1. 車体速度と物体までの距離に応じて3段階で警告・制御

衝突被害発生リスク度合いに応じ、LEVEL1～3の各段階で警告、制御を行います。LEVEL2で十分に減速した後にLEVEL3のブレーキが作動するため、路面材の押し出しを抑制します。急な飛

び出しなどの場合、LEVEL2の減速を待たず、LEVEL3のブレーキが作動します。

2. 見えにくい車体後方の物体を検知

車体後方に取り付けたミリ波レーダにより、車両から7m以内の範囲の物体を検知します。前方にもミリ波レーダを追加オプションで装着することで、前進時の衝突リスクも低減し、さらに安全性が向上します。

3. 回転灯により周囲に注意喚起を行う

本装置の作動時には、回転灯で車体周辺の作業にも注意喚起を促し、衝突リスクの低減に寄与します。車体周辺の作業者は、回転灯の点灯により、本装置の作動を確認することができます。



「衝突被害軽減アシスト装置」イメージ

■問合せ先

日立建機株式会社
ブランド・コミュニケーション本部
広報・IR部 広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号
電話：03-5826-8152



「衝突被害軽減アシスト装置」段階イメージ

LEVEL1：モニター上に「警告」と表示し、回転灯とブザー音で警告。

LEVEL2：モニター上に「減速」と表示し、回転灯とブザー音の警告に加えて、減速。

LEVEL3：モニター上に「ブレーキ」と表示し、油圧ブレーキで停止。停止後は駐車ブレーキが作動。

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製 品 名	クラウド型転圧管理ソリューション「Solution Linkage Compactor」	日立建機株式会社
発売年月	令和 4 年 9 月	

■概要

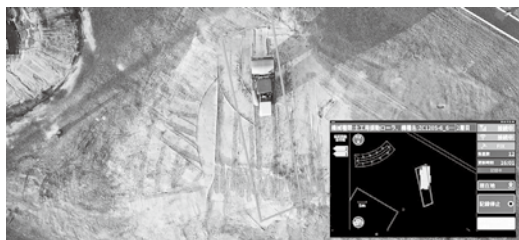
日立建機株式会社は、土工用振動ローラZC120S-6（2022年6月発売開始）の後付け可能オプションとして、クラウド型転圧管理ソリューション「Solution Linkage Compactor（ソリューション リンケージ コンパクター）」（以下、本サービス）を開発しました。本サービスによって、リアルタイムに転圧状況の記録が可能となり、これまで人が行っていた転圧回数や施工管理の記録と確認の業務が省略できるため、作業の効率化や工期の短縮、オペレータの負担軽減に寄与します。本サービスは2022年9月より、国内市場向けに提供開始しました。

道路や舗装を締め固める施工は、転圧によって地面の密度を均等に強化します。また、締め固める地面の状態や性質によって、人が転圧回数を数えて管理を徹底し、施工後にどの程度締め固まっているか密度試験を行い、含水比や粒度を確認する必要があります。さらに、施工内容の記録として、転圧回数や試験結果の数値を用いて、帳票の作成も求められます。

本サービスでは、GNSS アンテナ¹を用いて記録した土工用振動ローラの走行軌跡がクラウド上にアップロードされるため、「オペレータ向けアプリ」と「管理者向けアプリ」のそれぞれで、リアルタイムに転圧の施工状況の記録と管理が可能です。これにより、従来、人が行っていた転圧回数の管理や施工後の確認業務を省略することができ、施工の品質を確保したまま、作業の効率化や工期の短縮、オペレータの負担軽減に寄与します。また、国土交通省が定める管理要領²に準拠しており、i-Constructionの施工現場でもご活用いただけます。

*1 GNSS（Global Navigation Satellite System）とは、GPSなどの衛星測位システムの総称。

*2 国土交通省「TS/GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領（令和2年3月版）」



「Solution Linkage Compactor」で転圧回数をリアルタイムに可視化

■主な特長

1. 「オペレータ向けアプリ」で、リアルタイムに転圧回数の確認が可能

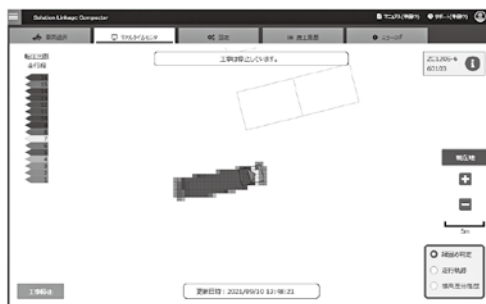
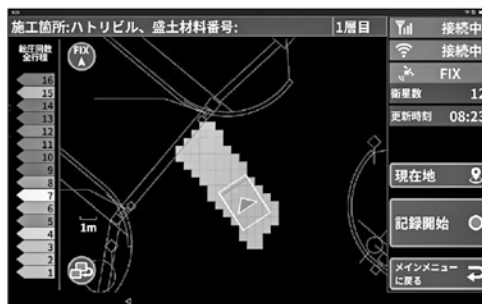
運転室内に設置したタブレット端末上のアプリに、土工用振動ローラの走行軌跡がリアルタイムに更新され、転圧を行った回数ごとに色分け表示されます。

これにより、オペレータは転圧回数が不足している箇所の有無を一目で確認することができ、オペレータの負担軽減につながります。

2. 「管理者向けアプリ」で、遠隔地にいながら施工の進捗確認や帳票作成が可能

PCやタブレット端末などから閲覧でき、「オペレータ向けアプリ」と同様に、現在行っている転圧作業の進捗状況を、遠隔地にいながらでもリアルタイムに確認することが可能です。

また、転圧を行う施工現場の各種情報や、規定の転圧回数、図面情報などの登録や、過去に完了した転圧作業履歴の確認のほか、記録されたデータをクラウドから抽出して電子データの帳票出力も行うことができます。電子データの帳票出力は、国土交通省が定める管理要領に準拠しているため、i-Construction対象の施工でもご活用いただけます。



「オペレータ向けアプリ」画面イメージ（上）
「管理者向けアプリ」画面イメージ（下）

■問合せ先

日立建機株式会社
ブランド・コミュニケーション本部
広報・IR部 広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野二丁目16番1号
電話：03-5826-8152

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、関連商品及び検査測定器です。

製品名	3.5トンミニショベル「TB335R」	株式会社竹内製作所
発売年月	令和4年9月	

■概要

小型建設機械を開発・製造・販売する株式会社竹内製作所は、ミニショベルの新製品「TB335R」を2022年9月より販売開始しました。

今回発表する「TB335R」は、運転席後方の“はみ出し”が少ない後方小旋回機です。狭小地や密集地でも、死角となる後方での接触事故を気にすることなく、オペレーターは十分にショベルを運転することができます。また、高い市場評価を得ている既存機種「TB235-2」をベースに開発され、確かな販売実績に裏付けられた利便性、信頼性を継承しました。さらに本機は、従来の「TB200 シリーズ」から進化した「TB300 シリーズ」の新世代製品であり、洗練された内外装デザイン、安全・安心・パワフルといった機能面の強化も果たしました。

■主な特長

1. 後方小旋回機としては抜群の安定性

後方小旋回機と標準機では、重心が構造的に異なるため、掘削作業時の安定性は標準機の方が優れているのが一般的です。そこで、「TB335R」の開発では、重心を最適化することで、後方小旋回機としては抜群の安定性を確保しました。



上部体を90度
旋回させた状態



TB235-2
(既存の標準機)

2. 標準機と同等の居住空間

コンパクトな後方小旋回機でありながら、標準機である既存機種「TB235-2」と同等の広さのキャビンを実現しました。長時間作業でも疲れにくく、快適に運転することができます。

3. 直感的かつ滑らかな操作性

「意のままに滑らかにコントロールできる操作性」を当社は強みとしており、「TB335R」においても、既存機種同様の操作性を踏襲しています。

4. TFM (Takeuchi Fleet Management) を搭載 ※オプション

製品の稼働情報、位置情報、メンテナンス履歴などを遠隔監視し、故障はもちろん、万一の盗難時に即応できます。



3.5トンミニショベル「TB335R」

■問合せ先

株式会社竹内製作所 経営管理部 阪井 大志
〒389-0605 長野県埴科郡坂城町上平 205
TEL : 0268-81-1200

※ ニュースリリース送付先：〒101-0051 千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F
(公社) 建設荷役車両安全技術協会広報部
または E-mail : koho@sacl.or.jp まで

Topics

令和 2 年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第 4 回 金賞受賞 「エアクリーナー吸塵機」

考案者：群馬県支部 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社
メンテナンスグループ 沼田メンテナンスセンタ 下村 浩武

銀賞受賞 「エアーシールド作製」

考案者：群馬県支部 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社
北関東支店 前橋北営業所 田辺 浩治

令和 2 年度考案賞入賞作品中、金賞、銀賞受賞作品について、考案者の方に直接お話を伺い、考案に至った理由やご苦労等のよもやま話をシリーズで紹介します。

第 4 回は、金賞および銀賞を受賞された群馬県支部・日立建機日本(株) 北関東・信越支社に所属する 2 拠点の作品を紹介します。

なお、受賞作品の詳細内容は、機関誌第254号(2021年 7 月号)17頁、23頁をご覧ください。
(※本取材は基本的な感染対策を行った上で実施し、個人写真撮影時のみマスクを外しています)

1. はじめに/会社概要

今回は、いずれも日立建機日本(株)北関東・信越支社に所属するメンテナンスグループ 沼田メンテナンスセンタ・下村さん考案の金賞受賞「エアクリーナー吸塵機」および「令和元年度考案賞」に続き 2 年連続で銀賞を受賞した北関東支店 前橋北営業所・田辺さん考案の「エアーシールド作製」の 2 作品を訪問取材しました。

日立建機日本は建設機械の販売、レンタルからメンテナンスまで、全国のお客様に建設機械総合サービスを提供しています。

43都道府県・243拠点のネットワークで充実のサービスを届けています。

北関東・信越支社は、群馬県・栃木県・長野県・新潟県を担当エリアとして、27拠点を構え、営業活動を展開しています。

メンテナンスグループ 沼田メンテナンスセンタは、レンタル用の小物機械（水中

ポンプ、プレートや発電機等々）16品目、約700台を保有しています。

また、北関東支店 前橋北営業所は、前橋市北部地域のほか 1 市、7 町村を担当しています。



沼田メンテナンスセンタ全景(左は沼田営業所入口)



前橋北営業所全景

なお、今回の2作品は、日立建機日本社内で開催された治工具コンテスト（J's VEC大会）で高評価を納めたものです。

2. 金賞受賞

(1) 受賞作品名：「エアクリーナー吸塵機」



考案した受賞作品

(2) 概要

工場内での点検整備時、粉塵のまん延を防ぐため、エアクリーナーエレメントのエアブロー作業には、作業時間が費やされていたばかりでなく、マスクや保護メガネを着用しても、完全に防ぎきれない粉塵に作業者は悩まされていました。



エアブロー作業時の粉塵飛散状況

このため今回考案したのが、ボックス内の密閉された空間でエレメントのエ

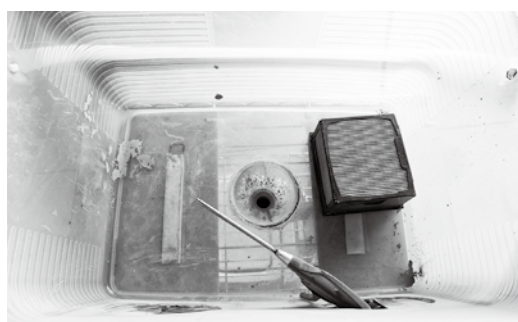
アブロー作業を行う装置（エアクリーナー吸塵機）です。

このエアクリーナー吸塵機は、クリアボックスを利用し、ボックス上蓋の縁にはスポンジシートを貼り付け、作業者の手の挿入口に取付けたゴム板の切れ込みにも工夫を凝らし粉塵が漏れないようにしています。

またボックス内に溜まる粉塵は、ボックス底面に接続された電気掃除機により吸塵されます。



考案した装置でエアブロー作業実施中



エアブロー後のボックス内状況
(エレメントの汚れも落ち、粉塵も溜まっていない)

(3) 考案者の横顔

考案者の下村さんは、センタにてレンタル機の整備・点検を行う入社10年目の期待の中堅社員です。平成29年9月より当センタに赴任しています。

当センタではサービス員3名で1か月に約250台の機械の点検・整備を行っています。

また、今回は上職のメンテナンスグルー

プ部長代理兼沼田メンテナンスセンタ長の岡田さんにも同席していただきました。



左が下村さん、右はメンテナンスグループ部長代理の岡田さん

(4) 考案者との一問一答

以下、下村さんとの一問一答です。

Q 1 : 考案されたいきさつは。

A 1 : エアブロー作業時はマスクや保護メガネをかけ、実施するも粉塵の進入は完全には防げませんでした。また、風向きによって近隣に粉塵が飛ぶことが予想される場合は作業を一時中断するなど時間が掛っていました。

Q 2 : このアイデアが浮かんだ理由は

A 2 : 当初は、全くこの装置形状は考えていませんでした。試行錯誤を繰り返し、最終的に簡易的に開閉できるボックスの中で粉塵を処理することに行き着きました。

Q 3 : この考案で苦心した点は。

A 3 : やはり、粉塵の漏れをいかに少なくするかに力を入れました。具体的にはボックス上蓋の縁のパッキン取付け、作業者の手を挿入するゴム板の切れ込み等細かい点に苦労しました。ゴム板の切れ込みも粉塵の漏れ具合と作業効率等を勘案し数種類を試作・テストしてみました。

またボックス内の粉塵を吸塵する

電気掃除機の接続にも吸塵効果を高めるため、樹脂製漏斗を加工した吸塵口を設ける等の工夫をしています。



樹脂製漏斗を加工した吸塵口

Q 4 : 試作費用はいくらですか。

A 4 : ボックスは安価ですが、電気掃除機は新規購入のため、合計40,000円位です。

Q 5 : 効果はどうですか

A 5 : 粉塵はほとんどもれず、体感上は粉塵の漏れは90%減と感じています。また従来は作業後粉塵の掃除にかかっていた時間(10分程度)がなくなりました。

Q 6 : 実際に使用した作業員の声は。

A 6 : センタの先輩作業員にも、この装置を使用してもらい、良い評価をいただきました。

Q 7 : 次なる考案は。

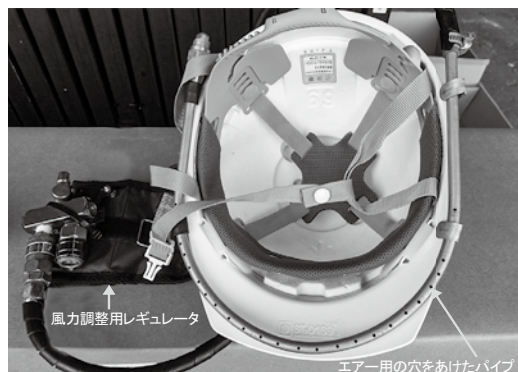
A 7 : 考えています、またJ's VEC大会に出典しようと思っています(内容は秘密)。(笑)

Q 8 : (上職者岡田さんへ) 受賞者の下村さんの人となりは。

A 8 : とにかく、何事にもコツコツと打ち込むタイプです。また先輩社員のアドバイスも素直に取り入れています。

3. 銀賞受賞

(1) 受賞作品名：「エアースールド作製」



考案した受賞作品

(2) 概要

重機の点検・整備作業時に各部をエアブロー清掃する際、粉塵が舞い上がり飛散します。

もちろんマスク、保護メガネは使用するものの、この塵害との戦いに勝利（粉塵を吸わない、顔や首に付着させない）するために考案したものです。



重機エアブロー作業時の粉塵飛散状況

ヘルメットのバイザー部に、等間隔で下向きに細かい穴を開けたパイプを固定します。このパイプにエアレギュレータを取り付けたホースを接続、エアコンプレッサーからの圧縮空気を供給することにより作業者の顔面にエアースールドを形成します。

これにより粉塵をエアで吹き飛ばし、人体への吸引、付着を防ぎます。



エアースールド形成なし（エアースイッチOFF）



エアースールド形成中（エアースイッチON）
（模範的にヘルメットバイザー部にテープ取付け）

(3) 考案者の横顔

「令和元年度考案賞」にて「シリンダ沈下量測定器」で銀賞を受賞した考案者の田辺さんは、2年連続の銀賞受賞です。



考案者の田辺さん

田辺さんは令和4年4月から、前橋北営業所へ赴任された入社16年目のサービス主任です。

他のサービス員とともに、日々、レンタル用重機の洗車、点検・整備及び主任としてその管理を行なっています。

(4) 考案者との一問一答

以下、田辺さんとの一問一答です。

Q1：考案されたいきさつは。

A1：資源ごみ分別工場にレンタルしている機械を修理するため、現地でエアーブロー作業をした時、もちろんマスクや保護メガネはしているものの、粉塵で完全に「ホワイトアウト」(目の前が真っ白！)の状態になってしまいました。作業もなかなか進まず、周囲の環境にも、また人体にも良くないととらえ、どうにか改善したいと思ったのがきっかけです。

Q2：このアイデアが浮かんだ理由は

A2：とにかく顔、首筋をガードしたい一心で考案しました。よく、エアーを利用して、顔や体に付着した粉塵を吹き飛ばしているのを見かけると思いますが、このエアーを利用して顔面付近にシールドを形成できないかと考えました。

Q3：この考案で苦心した点は。

A3：エアーを吹き出すパイプをいかにヘルメットに固定するかでした。ヘルメットに穴をあけて止めるわけにはいけないので、試行錯誤の結果、ゴムバンドで止めることにしました。ゴムバンドで止めているだけですが、ずれることはありません。



エアー用パイプの固定状況

Q4：試作費用はいくらですか。

A4：レギュレータ費用が約3,000円程度、エアーの出るパイプは、自分で油圧配管を曲げ加工して制作しました。

Q5：効果はどうですか

A5：汚れがひどい場合のエアーブロー作業時には効果抜群です。粉塵の吸込みの不安もなくなり、ブロー作業を一時中断することもないため、作業時間も短くなっています。

そのほか、運転室室内清掃時や軽補修塗装時などにも効果を発揮しました。

Q6：次なる考案は。

A6：すでに、直近のJ's VEC大会に出展しました。またこの作品が考案賞に応募できればうれしいのですが。(笑)

Q7：次々と考案され、また入賞される秘訣は。

A7：自身が困った作業があれば、まずはそれを解決するために努力することが基本ですが、その中でも他の作業者がなかなか取り組まない、アプローチしないようなテーマをとり上げ、考案を実施していることが皆さんの興味を引くのではないのでしょうか。

4. 取材を終えて/おわりに

今回は偶然ですが、2作品とも点検・整備時に発生する粉塵に対し、考案した作品でした。

点検・整備する機械やエアブローする部位（部品）が異なるため、考案のアプローチ方法も異なり「粉塵を閉じ込める」作品と、「粉塵を吸い込まない・付着させない」作品の紹介となりました。

個人的には、田辺さんの「エアースールド作製」の「エアのシャワーで顔、首筋付近をシールドする」というアイデアに興

味を引かれました。なかなか思いつかないアイデアではないでしょうか。

同じように粉塵対策に悩んでいる作業者的の方々も多いのではないのでしょうか。この2作品を参考に、さらに良いものを考えてみてはいかがでしょうか。そしてその作品を是非、考案賞に応募してください。

なお、令和2年度考案賞入賞作品の紹介は、今号で最終です。次号より令和3年度考案賞入賞作品の紹介が始まる予定です。

〔広報部：水島 記〕

■金賞「エアクリーナー吸塵機」

受賞者より	上職者より
 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社 メンテナンスグループ 沼田メンテナンスセンタ 下村 浩武 さん この度は、考案賞金賞を賜り誠にありがとうございます。 SDGsが求められる昨今に於いて、エアクリーナー吸塵機が受賞出来たこと誠に嬉しく思います。 今後も、より一層精進して参りますのでご指導、ご支援宜しく願いいたします。	 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社 メンテナンスグループ 部長代理 岡田 和徳 さん とても名誉である、考案賞金賞受賞おめでとうございます。エアクリーナーの清掃時にダストが飛散する事で作業環境が劣悪になり人体にも悪い影響と考え、エアクリーナー吸塵機を考案。とてもシンプルで使いやすい物が出来たと思います。 今後も安全・働きやすい職場づくりを考えて改善活動をお願いします。

■銀賞「エアースールド作製」

受賞者より
 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社 北関東支店 前橋北営業所 サービス主任 田辺 浩治 さん この度は昨年度に引き続き銀賞を頂きまして大変有難うございます。 日々業務での困りごとを少しでもやり易い方向へと改善した結果を評価して頂けた事は大変励みになりました。 これからも効率化を図り精進していきます、ありがとうございました。

建 荷 協 の 動 き

(令和4年8月1日～令和4年9月30日)

常設委員会

令和4年度第2回特自検委員会

月 日：令和4年9月7日(水)

場 所：日本教育会館

議 事

1. 令和4年度特自検強調月間について
2. 特自検記録表作成支援ソフトの開発
3. 新任巡回指導員研修#2について
4. 令和4年度図書改訂について
 - ・定期(特定)自主検査関係法令・通達集
 - ・特定自主検査に関するQ & A
5. 巡回指導の活性化について

令和4年度第2回検査・整備技術委員会

月 日：令和4年9月14日(水)

場 所：建荷協本部会議室(WEB併用)

議 事：

1. 委員会、分科会活動経過報告及び検査指針改定に向けての推移状況
2. 建荷協機関誌「技術解説」寄稿依頼について
3. 令和4年度特自検「強調月間」広報活動について
4. 令和4年度通年表彰及び考案賞説明、現地調査について

令和4年度第2回研修委員会

月 日：令和4年9月22日(木)

場 所：トヨタL&Fカスタマーズセンター

議 事：

1. トヨタL&Fカスタマーズセンター様見学
2. 令和4年度研修員会メンバーのご紹介、他
3. 令和3年度研修・教育実績について
4. 第3回委員会開催日程について

令和4年度第3回広報委員会

月 日：令和4年9月9日(金)

場 所：日本教育会館(喜山倶楽部)

議 事：

1. 前回議事録の確認
2. 機関誌中期編集計画の検討(262号～264号)
3. 製品紹介(262号掲載分)
4. イラスト災害事例の検討(262号掲載用初回案)
5. 令和4年度特自検強調月間リーフレットとポスター制作
6. 令和4年度特自検強調月間広報活動
7. 令和5年特自検啓発年間ポスター制作
8. 令和4年度工場取材見学会について
9. 令和4年度広報委員会開催スケジュール
10. 令和4年度広報委員会名簿

会員入会状況

令和４年８月１日から令和４年９月30日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)			
		令和４年 ７月末 会員数	令和４年８月１日～ 令和４年９月30日間異動		令和４年 ９月末 会員数
			入 会	退 会	
正会員	製造業	26			26
	建設業	304	2		306
	荷役業	87			87
	製造工業等	43			43
	リース・レンタル	675	4		679
	検査・整備業	2,798	8	1	2,805
	その他業種	175	1		176
賛 助 会 員		17			17
総 数		4,125	15	1	4,139

新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
30901	(有)稚内グリーンファクトリー	098-6644	北海道稚内市宗谷村増幌1086番地	0162-26-2641
30902	東信建設工業(株)	969-2751	福島県耶麻郡猪苗代町字佐渡島1057- 3	0242-64-2134
61380	ピー・シー・エス(株) 大阪営業所	566-0062	大阪府摂津市鳥飼上 3-10-26	072-653-2270
61381	(株)アクティオ 東北支店	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町一丁目13-22仙台松村ビル 3 階	022-217-1811
61382	(株)アクティオ 四国支店 仲南工場	761-8057	高松市田村町540	087-866-1479
61383	トヨタL&Fフリートリース(株)	475-0804	愛知県半田市上浜町 1- 1	0569-32-8738
76315	(株)トラックセンターサンワ	651-2228	兵庫県神戸市西区見津が丘 3- 1- 4	078-998-1833
76316	(有)エンジニアリングエムツー	813-0024	福岡県福岡市東区名子 3-18- 6	092-674-8522
76317	(株)FCG	761-2306	香川県綾歌郡綾川町北642	090-6888-6357
76318	(株)タダノテクノ 東日本新潟工場	950-1125	新潟県新潟市西区流通 3 丁目 1 番 5	025-268-0774
76319	荒川産業(株) 磐梯・工事整備部	969-3301	福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯1372	0242-73-2112
76320	ササキ自動車工業(有)	029-2311	岩手県気仙郡住田町世田米字赤畑57	0192-46-2041
76321	松本建機(株)	739-0024	広島県東広島市西条町御薗字10548-125 ハートフルカガミ 1-203	080-5612-6526
76322	ヤンマー建機(株) 甲信越支店	389-0802	長野県千曲市内川104	026-261-4101
80374	サワンド建設(株)	390-1514	長野県松本市安曇4160- 2	0263-93-2810

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和 4 年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表 1・2 及び 3 のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌又は当協会のホームページを参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査資格取得研修

(別表 1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育

(別表 2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育

(別表 3)

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方

などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※研修・教育の予定は、都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせください。また最新の予定は協会HPをご覧ください。

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表 1）

（令和 4 年 9 月 26 日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道				7 / 13～15 EF		
	青 森				5 / 13～14 EF		
	岩 手	8 / 29～31 EF					
	宮 城						
	秋 田						
	山 形						
	福 島						
関東地区	茨 城	5 / 23～24 EFG			5 / 12～13 EF		
	栃 木	4 / 9～10 EF					
	群 馬	10 / 21～22 EF					
	埼 玉	8 / 24～26 EF			2 / 1～3 EF		
	千 葉	5 / 12～14 EF	9 / 15～17 EF		7 / 6～8 EF		
	東 京	7 / 21～23 EF	10 / 27～29 EF				
	神奈川	7 / 7～9 EF	11 / 10～12 EF		8 / 15～17 EF		
中部地区	新 潟						
	富 山						
	石 川						
	福 井						
	山 梨						
	長 野	11 / 9～11 EF					
	岐 阜						
	静 岡	6 / 16～17 EF	7 / 7～8 EF		5 / 26～27 EF		
	愛 知	3 / 9～11 EF			3 / 1～3 EF		
近畿地区	三 重	10 / 21～23 EF			9 / 9～11 EF		
	滋 賀						
	京 都						
	大 阪	2 / 14～18 EF					
	兵 庫						
	奈 良				7 / 28～30 EF		
中国地区	和歌山						
	鳥 取	9 / 14～16 F					
	鳥 根						
	岡 山				5 / 30～31 EF		
	広 島				10 / 13～14 EF		
四国地区	山 口	5 / 20～21 EF					
	徳 島						
	香 川				9 / 16～18 EF		
	愛 媛	9 / 15～17 EF			7 / 14～16 EF		
	高 知	10 / 21～22 EF					
九州・沖縄地区	福 岡	9 / 15～17 EF			7 / 6～8 EF		
	佐 賀	11 / 8～9 EF			7 / 6～7 EF		
	長 崎	7 / 20～22 EF					
	熊 本	10 / 22～23 EF					
	大 分						
	宮 崎						
	鹿児島						
沖縄地区	沖 縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表 1）

（令和 4 年 9 月 26 日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森					
	岩手			9/6～8 EF		
	宮城		6/17～18 EF			
	秋田					
	山形					
	福島					
関東地区	茨城		6/9～10 EF		9/8～9 EF	
	栃木					
	群馬				9/9～10 EF	
	埼玉		6/14～16 EF		1/25～27 EF	
	千葉				7/26～28 EF	
	東京				6/16～18 EF	9/8～10 EF
	神奈川					
中部地区	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				10/4～5 EF	1/17～18 EF
	愛知	9/7～9 EF				
近畿地区	三重		7/1～3 EF		7/29～31 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
	和歌山					
中国地区	鳥取				10/16～18 F	
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口		8/25～27 EF		6/9～11 F	
四国地区	徳島					
	香川					
	愛媛				5/26～28 EF	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡				11/18～20 EF	
	佐賀					
	長崎					
	熊本					
	大分					
	宮崎					
	鹿児島					
	沖縄					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和4年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

（令和4年9月26日現在）

地区	支部	フォークリフト					車両系建設機械	
							整地・運搬・積込・掘削・解体用機械	
北海道・東北地区	北海道	5/25～27 BC	7/6～8 BC	8/3～5 BC	10/12～14 BC		6/15～17 BC	9/12～16 ABC
	青森	6/23～25 BCD					7/14～16 BC	
	岩手	6/22～24 BC	11/9～16 ABC				7/13～15 BC	
	宮城	7/14～16 BC						
	秋田	6/23～25 BC					8/4～6 BC	
	山形	10/19～21 BCD					6/15～17 BC	
	福島	7/13～15 BC					8/24～26 BC	
関東地区	茨城	6/15～17 BCD	10/24～26 BCD				7/4～8 ABC	
	栃木	7/8～10 BC					6/15～17 BC	
	群馬	7/7～9 BC					9/1～3 BC	
	埼玉	7/11～15 ABCD	3/6～10 ABCD				12/5～9 ABC	
	千葉	6/23～25 BC	12/8～10 BC				10/18～20 BC	
	東京	6/22～26 ABC	2/16～18 BC					
	神奈川	6/16～18 BC	10/20～22 BC				9/7～9 BC	
中部地区	新潟	6/16～18 BCD	7/13～17 ABC	9/8～10 BC			6/2～4 BC	
	富山	7/6～8 BC						
	石川	11/17～19 BC						
	福井	6/15～19 BC					5/26～28 BC	
	山梨						10/18～20 BC	
	長野	7/5～7 BC					9/7～9 BC	
	岐阜	9/13～15 BCD						
	静岡	6/7～11 ABCD	9/7～9 BC	10/19～21 BC	2/7～9 BC	5/9～13 ABC	12/6～8 BC	
	愛知	5/27～29 BCD	6/17～19 BCD	9/15～19 ABC	10/14～16 BCD	9/27～29 BC		
	三重	9/2～4 BCD				5/27～29 BC		
近畿地区	滋賀	2/15～17 BCD						
	京都	9/8～10 BC				11/10～12 BC		
	大阪	7/4～10 ABCD	11/15～19 BC					
	兵庫	7/7～9 BCD				9/28～30 BC		
	奈良	10/20～22 BC				7/7～9 BC		
	和歌山					6/23～25 BC		
中国地区	鳥取	9/14～16 BC						
	島根	7/13～15 BC						
	岡山	7/25～29 ABC	3/13～15 BC			10/24～28 ABC		
	広島	11/10～12 BC				10/17～21 ABC		
	山口	9/15～17 BC						
四国地区	徳島	6/16～18 BC						
	香川	6/23～7/2 BC						
	愛媛	6/23～25 BCD	1/20～22 BCD			5/26～28 BC		
	高知							
九州・沖縄地区	福岡	6/22～26 ABC	1/12～14 BC			2/15～17 BC		
	佐賀	6/7～9 BC						
	長崎	10/19～23 ABC				11/8～10 BC		
	熊本	7/16～9/4 ABCD				2/3～12 ABC		
	大分	6/8～12 ABC				8/3～7 ABC		
	宮崎	7/6～10 ABC				9/7～11 ABC		
	鹿児島	10/12～16 ABC				7/13～17 ABC		
	沖縄	6/8～12 ABC				11/16～20 ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表 1）

（令和 4 年 9 月 26 日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道			9 / 7 ～ 9 BC	6 / 1 ～ 3 BC	8 / 24 ～ 26 BC
	青森				9 / 15 ～ 17 BC	
	岩手				10 / 26 ～ 28 BC	12 / 6 ～ 8 BC
	宮城				7 / 27 ～ 29 BC	
	秋田				6 / 8 ～ 10 BC	
	山形					
	福島				9 / 8 ～ 10 BC	
関東地区	茨城		10 / 11 ～ 13 BC		7 / 19 ～ 21 BC	
	栃木				8 / 25 ～ 27 BC	
	群馬				6 / 23 ～ 25 BC	
	埼玉	10 / 17 ～ 21 ABC	6 / 13 ～ 17 ABC		2 / 13 ～ 17 ABC	
	千葉				10 / 11 ～ 13 BC	
	東京				11 / 10 ～ 12 BC	
	神奈川					
中部地区	新潟				8 / 25 ～ 27 BC	
	富山				9 / 7 ～ 9 BC	
	石川				10 / 20 ～ 22 BC	
	福井				9 / 8 ～ 10 BC	
	山梨					
	長野				6 / 14 ～ 16 BC	
	岐阜				7 / 20 ～ 22 BC	
	静岡				9 / 14 ～ 16 BC	12 / 20 ～ 22 BC
	愛知	3 / 14 ～ 16 BC			6 / 24 ～ 26 BC	11 / 4 ～ 6 BC
近畿地区	三重				6 / 17 ～ 19 BC	
	滋賀					
	京都				7 / 7 ～ 9 BC	
	大阪				9 / 5 ～ 9 ABC	
	兵庫	3 / 8 ～ 10 BC		10 / 19 ～ 21 BC	3 / 1 ～ 3 BC	
	奈良					
中国地区	和歌山					
	鳥取				11 / 16 ～ 18 BC	
	島根				11 / 9 ～ 11 BC	
	岡山				2 / 13 ～ 17 ABC	
	広島				9 / 8 ～ 10 BC	
四国地区	山口		8 / 25 ～ 27 BC		6 / 9 ～ 11 BC	
	徳島					
	香川				10 / 27 ～ 30 BC	
	愛媛				10 / 13 ～ 15 BC	
九州・沖縄地区	高知					
	福岡				10 / 19 ～ 23 ABC	
	佐賀				9 / 6 ～ 8 BC	
	長崎					
	熊本					
	大分		9 / 2 ～ 4 BC		10 / 14 ～ 16 BC	
	宮崎	8 / 18 ～ 20 BC	2 / 9 ～ 11 BC		10 / 13 ～ 15 BC	
	鹿児島				6 / 22 ～ 26 ABC	
	沖縄				10 / 19 ～ 23 ABC	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 4 年度 特定自主検査能力向上教育予定表（別表2）

（令和 4 年 9 月 26 日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械							高所作業車		
						整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工事用		締固め用				コンクリート打設用
北海道・東北地区	北海道	6 / 7				6 / 29	10 / 20							7 / 27	
	青森	10 / 28				6 / 18									
	岩手														
	宮城	9 / 9				4 / 28								8 / 26	
	秋田	9 / 7				9 / 8									
	山形	7 / 21				5 / 19						11 / 2	9 / 15		
	福島	6 / 22	10 / 18			6 / 15	9 / 21				8 / 9			8 / 8	
関東地区	茨城	7 / 13	12 / 6			6 / 28	2 / 7							9 / 7	
	栃木	7 / 27				4 / 22	8 / 9				2 / 21			2 / 3	
	群馬	10 / 28				4 / 21	10 / 12							9 / 15	
	埼玉	9 / 28				9 / 7			10 / 26		3 / 1			5 / 18	
	千葉	9 / 6				9 / 28								2 / 7	
	東京	9 / 14												10 / 19	
	神奈川	12 / 9				10 / 13									
中部地区	新潟	9 / 21				10 / 5								9 / 7	
	富山	9 / 16				6 / 7	7 / 26								
	石川	8 / 24				7 / 6									
	福井	7 / 7				6 / 9								8 / 30	
	山梨	7 / 27				6 / 24								9 / 28	
	長野	8 / 26				9 / 16									
	岐阜	2 / 9				6 / 29									
	静岡	1 / 11	2 / 2			8 / 3	9 / 21				6 / 3				
	愛知	7 / 14	8 / 18			7 / 6			3 / 23		7 / 12			7 / 4	
	三重	8 / 23				6 / 2								7 / 7	
近畿地区	滋賀					7 / 28									
	京都	1 / 17													
	大阪	1 / 25				6 / 8								1 / 18	
	兵庫	9 / 16				11 / 11						6 / 17	6 / 3		
	奈良														
中国地区	和歌山					10 / 23	11 / 6								
	鳥取	9 / 2													
	島根					8 / 4									
	岡山	9 / 20	9 / 27			9 / 12	11 / 7	11 / 18							
	広島	6 / 7	6 / 14	6 / 21		7 / 12	7 / 19	7 / 21						7 / 6	7 / 26
四国地区	山口	11 / 11				11 / 24					10 / 28				
	徳島	8 / 26													
	香川														
	愛媛	8 / 27				8 / 20									
	高知	9 / 14													
九州・沖縄地区	福岡	9 / 27				2 / 10								12 / 8	
	佐賀	11 / 25				11 / 25								11 / 2	
	長崎	9 / 15	3 / 8			6 / 7	9 / 14							8 / 6	1 / 14
	熊本	9 / 10				1 / 28									
	大分	11 / 19				10 / 1									
	宮崎	7 / 22				6 / 17	7 / 15								
	鹿児島	9 / 3				8 / 20									
	沖縄	1 / 27				12 / 9					9 / 16			12 / 2	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

令和 4 年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表3)

(令和 4 年 9 月 26 日現在)

地区	支部	実務研修										安全教育			
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (建機)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等		
		座学		実技		座学	実技	座学	実技						
北海道・東北地区	北海道	10/24										6/22AM	6/22PM		
	青森	8/20										4/22			
	岩手	7/7										11/18			
	宮城	10/19	11/11									10/28			
	秋田	5/18		11/17								5/19	10/20	7/6	
	山形	7/14										5/11		5/17	
	福島	6/29								9/29		6/28			
関東地区	茨城			8/23	1/19					11/21		5/27		1/16	
	栃木	12/16										9/2		10/25	
	群馬	6/2								10/20		11/8			
	埼玉	11/16				6/22				12/14		7/28			
	千葉	1/27								11/8		8/4	12/6		
	東京														
	神奈川	11/25										10/14			
中部地区	新潟	7/6								7/20		10/19		8/3	
	富山	2/14										8/30			
	石川			6/15						2/22					
	福井									7/21		10/18			
	山梨	10月下旬										11月下旬			
	長野	7/22								8/2		6/2			
	岐阜	6/30	11/22							10/13		7/28		7/29	
	静岡	4/26	10/12	11/1						11/4		6/1	1/20	2/16	
		12/13	1/14												
	愛知	8/4		8/2						11/25		9/6		8/25	
近畿地区	三重	5/11				8/19		8/9		1/27		6/10		6/23	
	滋賀	11/15										9/8			
	京都									10/19		10/14			
	大阪													7/20	
	兵庫	2/15	2/22			7/27				8/19		5/13	6/24	1/27	
	奈良	8/26										6/28			
中国地区	和歌山														
	鳥取											11/2			
	島根	11/25										6/9			
	岡山			7/1								8/29			
四国地区	広島	7/7	2/1							8/26				6/3	
	山口														
	徳島	7/8										7/7	9/14		
	香川	7/23										8/27			
九州・沖縄地区	愛媛			11/26								4/9	7/15	1/28	
	高知											6/15			
	福岡			10/14		3/10						8/19		7/15	
	佐賀	9/2										8/4			
	長崎	12/8		7/7	9/3			12/2		12/2	2/16				
	熊本	8/27	3/18							6/4		11/19			
	大分	10/22						7/9				6/25			
	宮崎	1/28		5/28	6/4	7/23				5/14	8/5	4/16			
九州・沖縄地区	鹿児島	12/10										8/5			
	沖縄	9/9						5/13		7/5		8/5			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

令和 4 年度 運転技能講習予定表

(令和 4 年10月 1 日現在)

●フォークリフト												
秋田				7/15～								
茨城	4/11～	5/10～	6/9～	7/8～	8/10～	9/12～	10/11～	11/11～	12/8～	1/12～	2/9～	3/13～
石川		5/12～				9/1～						
山梨		5/14～		7/9～		9/3～		11/5～				
大阪		5/18～	6/15～			9/14～	10/12～	11/2～				3/1～
熊本			6/18～			9/18～						
宮崎	4/20～	5/18～	6/22～		8/24～		10/26～					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵庫							10/28～					
鳥取							10/20～					
鳥根						9/20～						

●車両系建設機械（解体用）												
鳥取		5/20～										

●不整地運搬車												
鳥取				7/7～								
鳥根			6/22～									

●高所作業車												
青森	4/15～	5/27～	6/10～	7/8～		9/9～	10/14～	11/11～				
群馬		5/27～				9/16～						
滋賀	4/12～		6/28～				10/26～					
鳥取	4/20～				8/24～							
鳥根						9/2～						
沖縄	4/8～		6/17～	7/8～			10/14～	11/11～			2/17～	

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔令和４年度〕
各種研修の受講料

１ 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

(単位：円)

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研 修 の 種 類	14時間コース		8.5・9.5時間 コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積 込み用、掘削用 及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—		89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720			91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520		
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390			77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190		
5 コンクリート 打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470			113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270		
6 高所作業車	51,920	57,200	47,520	52,800			86,020	91,300	62,920	68,200	60,720	66,000		

２ 能力向上教育

(単位：円)

３ 実務研修

(単位：円)

教 育 の 種 類			会 員	一 般
1	フォークリフト	12,760	14,630	
2	整地・運搬・積みみ用、掘削用及び解体用機械	13,530	15,840	
3	基礎工事用機械	11,880	13,310	
4	締固め用機械	10,890	11,880	
5	コンクリート打設用機械	10,780	11,770	
6	高所作業車	10,230	10,890	

研 修 の 種 類		座学コース		実技コース	
		会員	一般	会員	一般
記録表作成 コース	フォークリフト	12,760	14,960	18,260	20,460
	整地・運搬・積みみ用、掘削用及び解体用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
	基礎工事用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
	締固め用機械	12,870	15,070	18,370	20,570
	コンクリートポンプ車	12,870	15,070	18,370	20,570
	高所作業車	12,760	14,960	18,260	20,460
月次定期 自主検査 コース	フォークリフト	6,710	7,260	12,210	12,760
	車両系建機	9,240	9,680	14,740	15,180

検査業者業務点検コース		会 員	一 般
		9,350	10,230

4 安全教育 (単位：円)

教 育 の 種 類	会 員	一 般
建機付属クレーン部分	7,480	8,030
ショベルローダー等	12,980	15,070

- (注) １. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。
 ２. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
 ３. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
 ４. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

お知らせ

けんにきょう

建荷協発行図書等のご案内

令和4年度版

特自検 完全実施で ゼロ災害

公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度の入門解説

特定自主検査制度についての入門編

安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかりやすく解説したものです。

(H25.6 改訂 C 版発行)



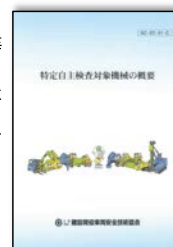
特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(R4.3 改訂 E 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	220 円	330 円

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-E	660 円	1100 円

■ 特定自主検査済標章

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標章

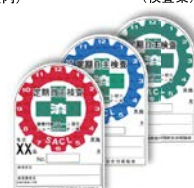
・特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

・定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-04	297 円	957 円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-04		
定期自主検査済標章	BP-LRI-04		

特定自主検査済標章
（事業内）特定自主検査済標章
（検査業）

定期検査済標章

【注記】 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標章等について

標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4 改訂 E 版発行)

品 名	品 番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	220 円	330 円



表記の価格は全て消費税 10% 込の価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	330 円	440 円
不整地運搬車	SG-GR-01	220 円	330 円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440 円	550 円
高所作業車	SG-HL-01	330 円	440 円
フォークリフト(月次)	SG-LC-11-A	220 円	330 円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(普通紙)	1冊50部	495 円	770 円
特定(定期)自主検査記録表(ノンカーボン)	1冊25部(正副2枚で1部)	737 円	1100 円



記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(R2.4改訂Q版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440 円	550 円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110 円	165 円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。

- ・特定自主検査台帳 検査業者用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	550 円	825 円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650 円	2200 円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100 円	1650 円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330 円	550 円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110 円	165 円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



■ 教育資料

当協会が実施する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660 円	990 円
原動機（ディーゼル・ガソリン）	TQ-KE-01-F	2420 円	3630 円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540 円	1980 円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420 円	3080 円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-D	1210 円	1540 円
フォークリフト	TQ-LC-02-H	1320 円	1980 円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880 円	1320 円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3300 円	5280 円
〃（基礎工事用）	TQ-FC-01-E	3080 円	4620 円
〃（締固め用）	TQ-RC-01-E	1210 円	1760 円
〃（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-F	1100 円	1760 円
高所作業車	TQ-HL-01-E	1430 円	2200 円
特定自主検査と補修	TQ-ZC-01-F	550 円	880 円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-E	3520 円	5280 円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3630 円	5500 円
締固め用機械	TL-RC-01-D	1650 円	2530 円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980 円	2970 円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660 円	990 円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-D	1540 円	2420 円
高所作業車	TL-HL-01-D	990 円	1540 円



・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TQ-LC-02-B	1540 円	1540 円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-D	1760 円	2640 円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100 円	1650 円

【注記】 ●改訂 は 4/1 より頒布開始になります。



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記)本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1650 円	2530 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

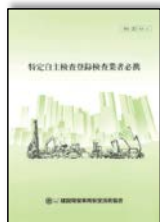
品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書(フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ビニルケース(フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書(建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書(解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円



表記の価格は全て消費税 10% 込の価格です。

お問い合わせ先

LF-YC-01-22 令和 4 年 3 月

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和 4 年 8 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

久司寛浩典一樹登也聡功二	川河鬼木木金桑小小小	口邊頭戸村五原暮林森守	雄晃隆昌浩智俊健登志康	樹彰文幸二史晃介学幸之	佐佐品芝白鈴鈴鷹竹田立	木藤川崎木木木架下嶋田	勝利達直達春裕将章太	義子志樹也也勉基臣仁一	和る治和也三明一樹太一	弘す幸大和剛浩光政良裕	仲原田木畑平川村沢澤田	田谷玉津津傳中中長長西	裴早原平姪廣藤舟堀堀前	勝寛和和祐聖宏翔慎精	杓二夫也輝明一元平一志	前松松松松水宮八山湯和	田浦岡本谷口田尋内浅知	優太成真大雄裕一栄伸	太郎豊志介太幸也一貴一
田野山田吉上股北原谷子上	會青青池稲井猪上小奥金川	朋忠道栄一善朋常																	

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

青野一善隆裕哲	馨司成仁信誠行也学弥	益井田木島場江川田野	清将勝竜真祥栄匡博	俊太也一剛杜嗣勝章紀	小葛菅木久小坂坂坂佐	野西野村保田林本本本木	忠修政エミ正勝慎	光治広ル誠之人吾潤慎	佐淡白菅高田辻出富	田谷島井橋橋口口田	英和金翔秀直知武朋	之彦吉徹太紀弥幸志秀	中中中長羽福藤藤測	澤務野尾柴井井弘上	洋輔仁一晴雄之樹治	大将友秀永佳孝	間本川上江田中邊田	正裕博昌直彰健	樹将司文彦樹仁学一
木野藤畑井橋瀬原藤		稲今内梅江江大大大奥																	

■締固め用機械

相會青	澤田木	貴剛	史大神	石伊牛	田橋尾	和雅	彦昇和	及萩	川野	耐智	持也	小小	田崎	健雅	太宏	児西	玉條	進丈	武志	秀	憲豊
-----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----

■高所作業車

池江小越	田藤田智	隼允健俊	人彦太平	川木小近	口村池藤	文理拓慎	明生真也	後品鈴寺	藤川木井	竜達崇博	矢志史之	長生濱田	澤井フェルナンド	良貴章	太士章	早比留前	川間田	真士郎忠志	湯吉渡	浅田辺	貴也舜
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----------	-----	-----	------	-----	-------	-----	-----	-----

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

磨也翔平希誠紀智	卓達	洋柚	智	田塚月野橋田川中	大大大大岡尾沖	一敏直吾希之一平	仲孝昌凌瑞將潤橋	山良原崎石熊倉田	内宇永江大大太	利哉宏也志人樹貴	典卓高智広裕大義	川東上上井田原玖	市伊井井今岩上牛	之汰悟大太輔敏輝	嘉颯	尚良大盟大	川倉崎橋野泉雲丹	石石石伊和出伊	人真樹生人久三生	直蒼虹真逸貴達幸	木岡田野内川川川	荒有有栗池石石石	織次雄二太幸空聡	伊將幸賢慶伸鷹	山月	上達立部井	青秋東畔安足阿新
----------	----	----	---	----------	---------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----	-------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----	-------	----------

彌志二二之樹典豐生也	明弘祐仲孝龍	悠成聖	益松松三柳吉渡渡和	二哲冴紀樹力樹男修亮也	浩將翔貴弘	大德	知	中仲屋	村敦野村山川井野山田	弘亮聰也友彦明之也馬男	昭陽	航是裕和裕誠一貴久	水川倉橋橋村喜葉	野	清砂高高高田丹千辻堤都	二実行樹克之有嘉幸規紘	優拓宏広敏貴賢剛高功嘉	村田原城玉山藤藤田藤藤	木窪桑小兒兒後後權佐佐	隼彦薰幸智督一夫則史志	和英	英有文政智隆	岡橋部	中原崎取合上谷	大大小小沖沖笠柏香河川神崎	輔新弘郎之弥幸晃英一一	洋隆	勇英伸孝宏彰伸龍	形島沼木屋井藤井近山野	安安天荒荒石伊岩右内海
------------	--------	-----	-----------	-------------	-------	----	---	-----	------------	-------------	----	-----------	----------	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----	--------	-----	---------	---------------	-------------	----	----------	-------------	-------------

高橋佑介 | 田倉明男 | 出口智彦 | 長瀬広明 | 宮崎隼也

安部信明 | 岡田保美 | 都築卓也 |

大 倉 潤 一 | | | |

平輝仁二正兼之	剛海公誠博	前石谷瀨田原	松丸水村吉吉	太蓮幸則剛久超守	航寬正剛	山中田里田本浦戸	高田千永西松松	明亨哉維一史光助	廣祐啓留榮絃章大	藤林木川口木倉	佐東鈴瀨関閏高	智司太貴樹史規也	裕悠博一智達優	城田栖寺室藤口口	金櫛栗小小近坂坂	司雄輔以一勝修	貴道了考竜智孝太	上尻橋村森田野浪	井江大大岡小川	哉美司墨一之樹介	達勝健健隆弘陽	木野井芹藤藤藤藤	青青石井伊伊伊伊
---------	-------	--------	--------	----------	------	----------	---------	----------	----------	---------	---------	----------	---------	----------	----------	---------	----------	----------	---------	----------	---------	----------	----------

支 部 一 覧

令和4年10月1日現在

支部名	〒	所 在 地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター4階	075(351)0250	075(351)0251
大 阪	540-6591	大阪府大阪市東区大手前1-7-31 OMM19階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8124	奈良県奈良市三条松町29-3 奈良県電気工事工業組合内	0742(93)5181	0742(93)5181
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東蔵城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-4-36 アンビエンテ平松2F-201	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(624)8258
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0065	長崎県諫早市津久葉町5-121 津久葉エースビル213号室	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0846	大分県大分市花園2-6-51 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海ビル4階	098(879)3744	098(879)3757

編 集 後 記

平素より機関誌「建設荷役車両」をご愛顧・ご愛読頂きましてありがとうございます。

季節は秋から冬を迎えようとしている昨今ですが、交通死亡事故の件数は秋から冬にかけて増加する傾向にあると言われています。

その主たる要因としては、「秋から冬にかけては日没の時刻が早まり薄暮となる時間帯と通勤・通学の時間帯が重なり、歩行者と運転者の視認性が共に低下する。そのためお互いの存在に気づきにくい環境になることにより重大な事故が発生しやすい」ということが挙げられるようです。

建設荷役車両の運転においても、日照環境の変化に因る視認性への影響は受けやすいものです。運転者および監督者の皆様におかれましては、作業現場の視認性の確保に注意を払い、必要に応じた対策を実施して頂きますようお願い致します。

本号でも取り上げておりますが、毎年11月は特定自主検査の強調月間です。作業安全の第一歩と致しまして、今一度使用されている車両の日常点検と合せて特定自主検査の実施状況の確認をお願いします。

[広報委員：高 達 恒 記]

機関誌に対するご意見・ご要望等は、E-mail：koho@saci.or.jp までお願いします。

機関誌編集 広報委員会

委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

平山 哲也 [大成建設㈱]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

佐藤 武志 [日本通運㈱]

辻 正紀 [N X 商事㈱]

委 員

津川 元 [コベルコ建機㈱]

中村 隆史 [コマツカスタマーサポート㈱]

縄田 英樹 [事務局：常務理事]

比留間 茂 [キャタピラー]

水島 敏文 [事務局：広報部]

高 達 恒 [日立建機㈱]

吉田 岳 [同]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

古口 光 [清水建設㈱]

(令和4年10月1日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 44 第262号

令和4年10月20日 印刷

令和4年11月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.saci.or.jp/>

編 集 広報委員会

発行人 縄田 英樹

印刷所 株式会社東伸企画

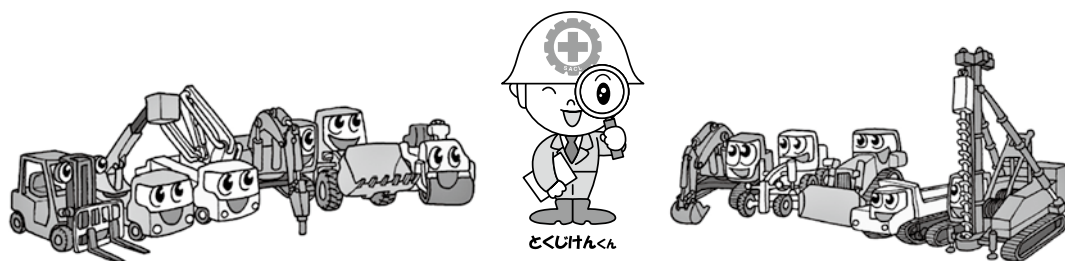
ユーザー名 (U) sacihp パスワード (P) sacihp

「建設荷役車両」年間総目次

2022 年(令和 4 年)1 月号(第 257 号)

5

2022 年(令和 4 年)11 月号(第 262 号)



2022 年(令和 4 年)1 月号(第 257 号)

巻頭言

新年のご挨拶	酒井 信介 8(8)
年頭所感	安達 栄 9(9)

広報

車両系荷役運搬機械の労働災害による	
死亡者数の推移と令和 2 年における発生状況	10(10)
事故の型別にみた車両系荷役運搬機械による	
死亡災害事例	12(12)
車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による	
死亡者数の推移と令和 2 年における発生状況	15(15)
事故の型別にみた車両系建設機械及び高所作業車による	
死亡災害事例	17(17)
グラフで見る特自検 第11回	22(22)
特自検 Q & A 第11回	28(28)

技術解説

エネルギー回生型油圧コンポーネント試験機の紹介	中村 政治 32(32)
-------------------------	--------------

連載講座

技術・技能の継承 第 5 回	松田 博文 37(37)
----------------	--------------

企業取材シリーズ

株式会社レンタルのニッケン	
足利オフィスと周辺施設をゆく	吉田 岳 42(42)
グラビア株式会社レンタルのニッケン	
足利オフィス	47(47)

イラスト災害事例	51(51)
----------	--------

製品紹介

「衝突検知警報システム」を電動式フォークリフトへ搭載/「衝突検知警報システム」標準搭載のホイールローダー/中型油圧ショベル ZAXIS-7 シリーズ 4 機種/レーザー誘導方式無人フォークリフト「プラッターオート H タイプ」/フォークリフト AI 人検知システム「グッドファインダー」/新型コンクリートポンプ車「ピストンクリート® PY140-36A」

Topics

令和元年度 考案賞受賞企業を訪ねて	
第 4 回 銀賞受賞「ショベルクレーン仕様機クレーン荷重試験用一体型「分割」検査ウエイト」	
考案者：大阪府支部 大阪住重建機株式会社	
大阪支店整備グループ 佐野 亘	61(61)

お知らせ

建荷協の動き	64(64)
令和 3 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	66(66)
令和 3 年度 各種研修の受講料	74(74)
令和 3 年度版 建荷協発行図書等のご案内	75(75)
特定自主検査者資格取得者名簿	
(令和 3 年10月 1 日～令和 3 年11月30日)	79(79)
支部一覧	82(82)
編集後記	83(83)
令和 4 年 特定自主検査済標章について	84(84)

2022 年(令和 4 年)3 月号(第 258 号)

巻頭言

事故削減に向けた予防保全活動	鹿島 伸之 4(90)
----------------	-------------

広報

令和 2 年度 特定自主検査実施状況 (検査業者によるもの)	6(92)
グラフで見る特自検 第12回 (終)	11(97)
特自検 Q & A 第12回	16(102)

技術解説

油圧ショベル HD514MR-7 ショートリーチ解体仕様の紹介	
	早坂 広大 20(106)

連載講座

技術・技能の継承 第 6 回	松田 博文 25(111)
----------------	---------------

イラスト災害事例	31(117)
----------	---------

随想

教育も時代の流れにのって	辻 正紀 35(121)
--------------	--------------

安全・技術講座

我が社のセールスポイント	37(123)
静岡県支部 鈴木オートテックサービス株式会社	

製品紹介

大型ブルドーザー「D475A-8R」/大型油圧ショベル「PC2000-11R」/油圧ショベル「PC170LC-11」/次世代中型ブルドーザー D7/次世代ホイールローダー Cat® 980/982/次世代ミニ油圧ショベル 2 機種/ICT 油圧ショベル「ZX135USX-7」/油圧ショベルとの接触事故低減に寄与する「AERIAL ANGLE STEPⅣ」/ICT油圧ショベルの施工進捗管理を支援する施工録画ソリューション「Solution Linkage Work Viewer Cloud」

Topics

令和 2 年度 考案賞受賞企業を訪ねて	
第 1 回 銀賞受賞「ブレイキドラム脱着 SST」	
考案者：宮城県支部 トヨタ L & F 宮城株式会社	
本部サービス部 齋藤 均	50(136)

お知らせ

建荷協の動き	53(139)
令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	56(142)
令和 4 年度 各種研修の受講料	64(150)
令和 4 年度版 建荷協発行図書等のご案内	65(151)
特定自主検査者資格取得者名簿	
(令和 3 年12月 1 日～令和 4 年 1 月31日)	69(155)
支部一覧	71(157)
編集後記	72(158)

2022 年(令和 4 年)5 月号(第 259 号)

巻頭言

「あたりまえ」と「有難う」……………福西 栄治 4(162)

広報

令和 4 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について……5(163)

令和 3 年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告……19(177)

特定自主検査記録表の記入要領(抜粋版)の紹介……22(180)

特定自主検査記録表作成支援ソフトの紹介 第 4 回……38(196)

特自検 Q & A 第 13 回……………43(201)

技術解説

生産性と安全性の向上を目指した締固め機械の特徴紹介
……………後藤 春樹 46(204)

イラスト災害事例……………51(209)

製品紹介

土工用振動ローラ「ZC120S-6」/新型エンジン式フォー
クリフト「ERSIS (エルシス)」……………55(213)

お知らせ

建荷協の動き……………57(215)

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表……59(217)

令和 4 年度 各種研修の受講料……………67(225)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)……………68(226)

令和 4 年度版 建荷協発行図書等のご案内……………71(229)

支部一覧……………75(233)

編集後記……………76(234)

2022 年(令和 4 年)7 月号(第 260 号)

巻頭言

ニューノーマル時代に思う ……………吉澤 秀樹 4(238)

広報

令和 4 年度全国安全週間にあたって

ー 令和 4 年度全国安全週間実施要綱ー……………5(239)

令和 3 年(1～12 月)特定自主検査済標章等頒布状況……9(243)

常設委員会報告……………12(246)

令和 3 年度考案賞入賞作品 ……………21(255)

特自検 Q & A 第 14 回……………34(268)

技術解説

新型油圧ショベル ZX200X-7 製品紹介
……………平松 秀文 36(270)

イラスト災害事例……………41(275)

連載講座

技術・技能の継承 第 7 回(終)……松田 博文 45(279)

製品紹介

電動マイクロショベル「PC01E-1」/ブルドーザー「D27A/
P/PL-10」/スキッドステアローダ Cat 226D3/中型油圧
ショベル「ZX225USR-7」、「ZX225US-7」……………50(284)

Topics

令和 2 年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第 2 回 銀賞受賞「作動油タンクのパキュムポンプ(手動式)」

考案者：千葉県支部 コベルコ建機日本株式会社

ショベルサービス部 大谷 亮介……………54(288)

お知らせ

労働安全衛生法違反容疑で書類送検及び行政処分……57(291)

建荷協の動き……………58(292)

令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表……60(294)

令和 4 年度 各種研修の受講料……………68(302)

令和 4 年度版 建荷協発行図書等のご案内……………69(303)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日)……………73(307)

支部一覧……………75(309)

編集後記……………76(310)

令和 4 年度「考案賞」対象考案の募集について……77(311)

2022 年(令和 4 年)9 月号(第 261 号)

巻頭言

整備業界の今後を探る……………長谷 武 4(318)

広報

第11回 定時総会報告……………6(320)
 令和 4 年度全国労働衛生週間にあたって……………20(334)
 令和 4 年度建設荷役車両特定自主検査強調月間……………29(343)
 特自検 Q & A 第15回……………34(348)

技術解説

Cat®140モータグレーダの紹介……………吉川 裕宣 36(350)

新連載講座

みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿
 保存法 第 1 回……………根津 信之 41(355)

イラスト災害事例……………47(361)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント……………51(365)
 栃木県支部 トヨタ L & F 栃木株式会社

製品紹介

大型油圧ショベル「PC950-11」/KomVision 人検知衝突
 軽減システム(搭載機種拡大)/新型ミニアスファルトフィ
 ニッシャ 2 機種/次世代ホイールローダ Cat® 966/972/
 i-Construction 対応中型ブルドーザ D4/マイナス25℃冷
 凍倉庫対応レーザー誘導方式無人フォークリフト/振動
 ローラー「MRH-603DS-SSC」……………55(369)

Topics

令和 2 年度 考案賞受賞企業を訪ねて……………
 第 3 回 金賞受賞 「カウンター式フォークリフト
 ブレーキ組付け品質向上」
 考案者：大阪府支部 トヨタ L & F 近畿株式会社
 サービス部 谷川 貴士……………62(376)
 令和 4 年度 「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」を受賞！……………65(379)

お知らせ

建荷協の動き……………66(380)
 令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表……………67(381)
 令和 4 年度 各種研修の受講料……………75(389)
 支部一覧……………76(390)
 令和 4 年度版 建荷協発行図書等のご案内……………77(391)
 特定自主検査者資格取得者名簿
 (令和 4 年 6 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日)……………81(395)
 編集後記……………83(397)

2022 年(令和 4 年)11 月号(第 262 号)

巻頭カラーグラビア

令和 4 年度 特自検強調月間ポスター……………1(399)

巻頭言

建設荷役車両の楽しい未来……………縄田 英樹 7(405)

広報

令和 4 年度 特定自主検査強調月間実施中！……………8(406)
 特定自主検査 業務点検表 [検査業者用] の解説……………11(409)
 特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説……………23(421)
 車両系荷役運搬機械の労働災害による
 死亡者数の推移と令和 3 年における発生状況……………31(429)
 車両系建設機械及び高所作業車の労働災害による
 死亡者数の推移と令和 3 年における発生状況……………35(433)
 特自検 Q & A 第 16 回……………41(439)

技術解説

新型油圧ショベル SK135SR-7 製品紹介……………津川 元 43(441)

現場取材シリーズ

成瀬ダム堤体打設工事現場を訪ねて……………水島 敏文 47(445)
 成瀬ダム堤体打設工事 グラビア……………51(449)

イラスト災害事例……………57(455)

連載講座

みんなが知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿
 保存法 第 2 回……………根津 信之 61(459)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント……………66(464)
 愛知県支部 レンテック大敬株式会社

製品紹介

有線式電動油圧ショベル「PC138USE-11」/マテリアルハンド
 リング機「SH235XLC-7」/次世代大型油圧ショベル 2 機種/
 後方超小旋回型油圧ショベル オフセットブーム仕様機
 「ZX135USOS-7」/小型振動ローラ向け衝突被害軽減アシ
 スト装置/クラウド型転圧管理ソリューション「Solution Linkage
 Compactor」/3.5トンミニショベル「TB335R」……………71(469)

Topics

令和 2 年度 考案賞受賞企業を訪ねて……………78(476)
 第 4 回 金賞受賞 「エアクリーナー吸塵機」
 考案者：群馬県支部 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社
 メンテナンスグループ 沼田メンテナンスセンタ 下村 浩武
 銀賞受賞 「エアアシールド作製」
 考案者：群馬県支部 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社
 北関東支店 前橋北営業所 田辺 浩治

お知らせ

建荷協の動き……………84(482)
 令和 4 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表……………86(484)
 令和 4 年度 各種研修の受講料……………94(492)
 令和 4 年度版 建荷協発行図書等のご案内……………95(493)
 特定自主検査者資格取得者名簿
 (令和 4 年 8 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日)……………99(497)
 支部一覧……………101(499)
 編集後記……………102(500)
 「建設荷役車両」年間総目次……………103(501)

機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B(Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：6,500部

(消費税別)

掲載場所	頁／色	掲載料金
表紙2	1頁／1色(黒)	42,000円
表紙3	1頁／1色(黒)	36,000円
表紙4	1頁／4色(カラー)	54,000円
後付	1頁／1色(黒)	30,000円

- 広告原稿サイズ：(1頁) 天地230mm×左右160mm
- 広告原稿締切日：機関誌発行前々月末
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部まで TEL：03-3221-3661
E-mail：koho@sacl.or.jp



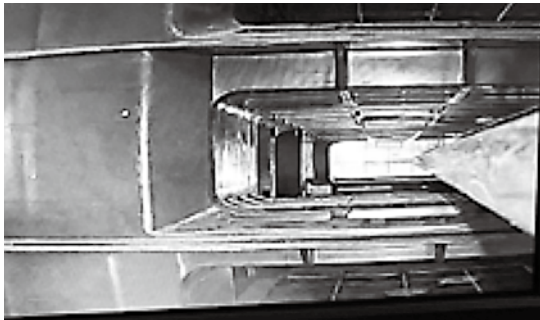
公益
社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

会長 酒井 信介

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F
TEL：03-3221-3661 FAX：03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



労働災害を未然に防ぐ



**フォークリフト/建機の死角を無くす為の各種
安全確認カメラを取り扱っております。**

お問合せはhPから <https://www.installer-pro.work/>

株式会社スティーラジャパン
東京都三鷹市新川6-32-15 8号

まだ使えます、そのエンジン!

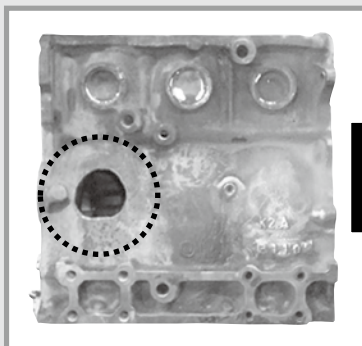
あきらめる前に是非ご一報下さい!!



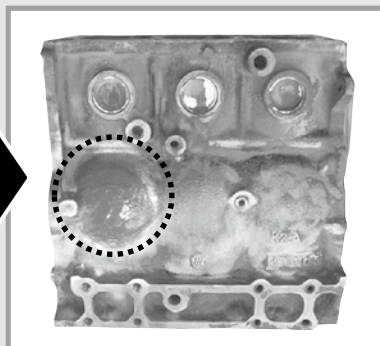
(担当直通: 中川)

E-mail: info@web-krw.com

★シリンダーブロック足出し補修再生★



補修前



補修後

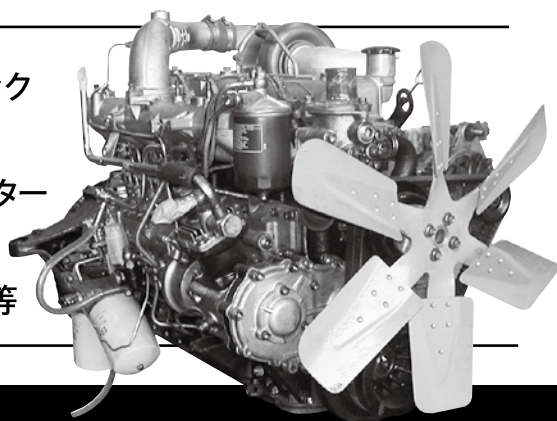
★ エンジン・ユニット品（噴射ポンプ、ターボチャージャー、シリンダーヘッド 等）のオーバーホールや修理の事ならお任せください!故障でお困りの事解決いたします ★

私たちを皆様の **自社工場・専属ワークス** としてご利用下さい!

業務内容

各種エンジンとユニット品のオーバーホール・修理・リビルト品販売

- エンジン ●シリンダーヘッド ●シリンダーブロック
- 噴射ポンプ ●噴射ノズル ●ウォーターポンプ
- ターボチャージャー ●スターター ●オルタネーター
- エンジン関連金属品加工修理
- 常用非常用発電機エンジンメンテナンス・・・等



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで  URL:<http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社 **北日本リビルトワークス** 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



解体アタッチメント向け超高耐久カップリング

セイン 超高耐久 TLXシリーズ

解体作業を効率よく
クリーンに！



撮影協力 宮田土建解体株式会社 様
(茨城県結城市)



1. 超高耐久

ブレーカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適応します。

2. 分離時液ダレ無し

分離時油モレのないフラットフェイスデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

3. 被圧下分離・接続可能

油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。(レンチ等が必要な場合があります)

TLXシリーズ特徴

高合金鋼ボディ

- 高い耐圧力性能を実現します。
- 最高使用圧力42MPa

ピンロック採用

- 振動による緩みを防ぎます。

シール交換可能

- 最も消耗の激しい接続部シールはユーザー交換が可能です。
- その他製品内部のシールも消耗した場合、工場にて分解修理します。

シールプロテクトデザイン

- 接続時、シール材(Oリング)が作動油流路に露出せず、急激な流速変化(サージフロー)が発生した時にシール材をダメージから守ります。



フラットフェイスデザイン

- 分離時作動油のモレがありません。
- 作業環境の汚損を防ぎます。
- 異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

大きなねじ込みピッチ

- 効率良く接続、分離が可能です。
- 傷つきにくく清掃が容易です。

亜鉛ニッケルメッキ採用

- 高い防食性能を実現します。

新発売

TLX707 G1 1/4" オネジ接続

品番：OFA-707-202714

接続ポートに直接接続可能！

*ポート側 G1 1/4"メネジに限る

